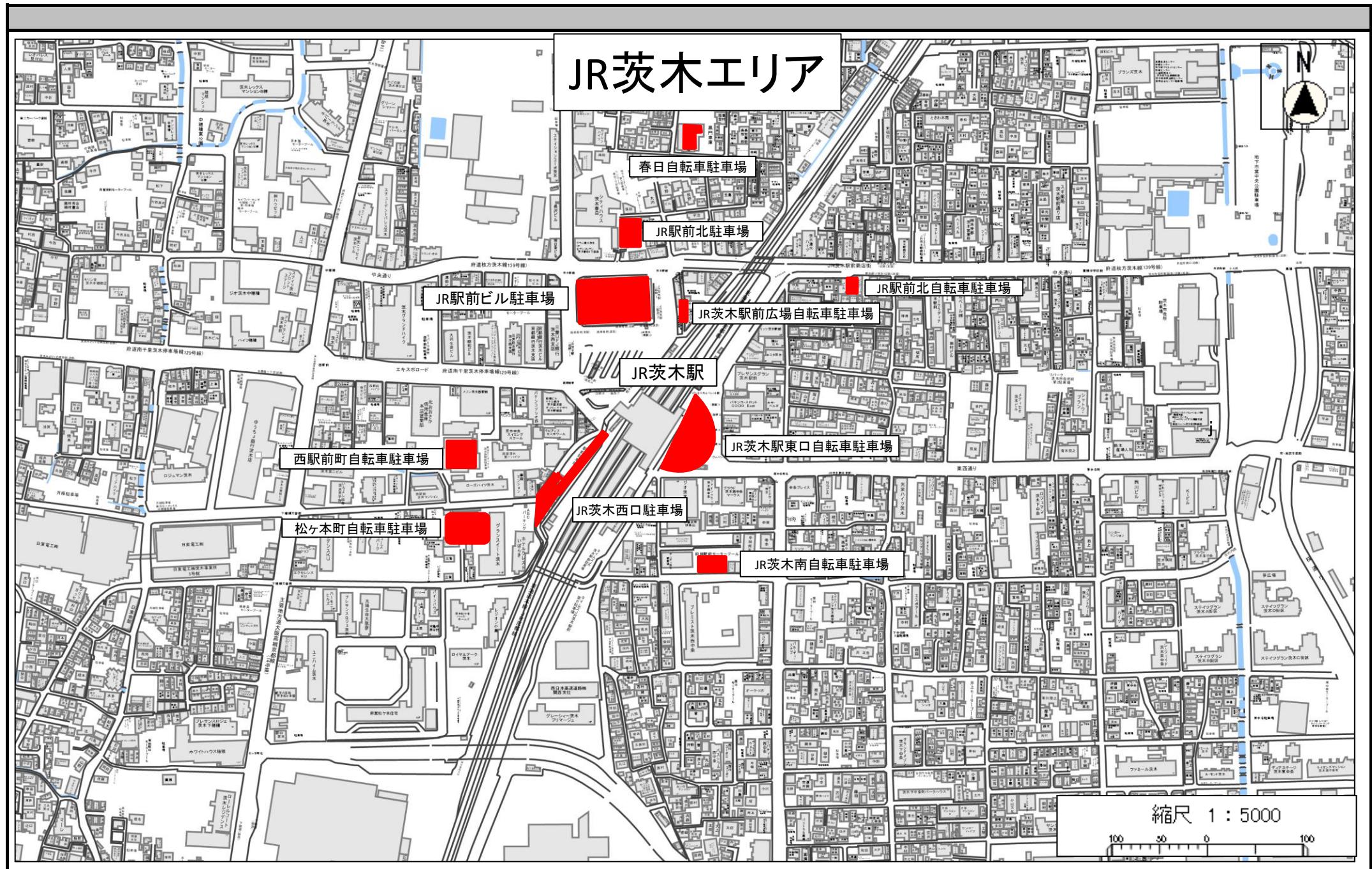


建設部交通政策課  
令和 6 年 7 月

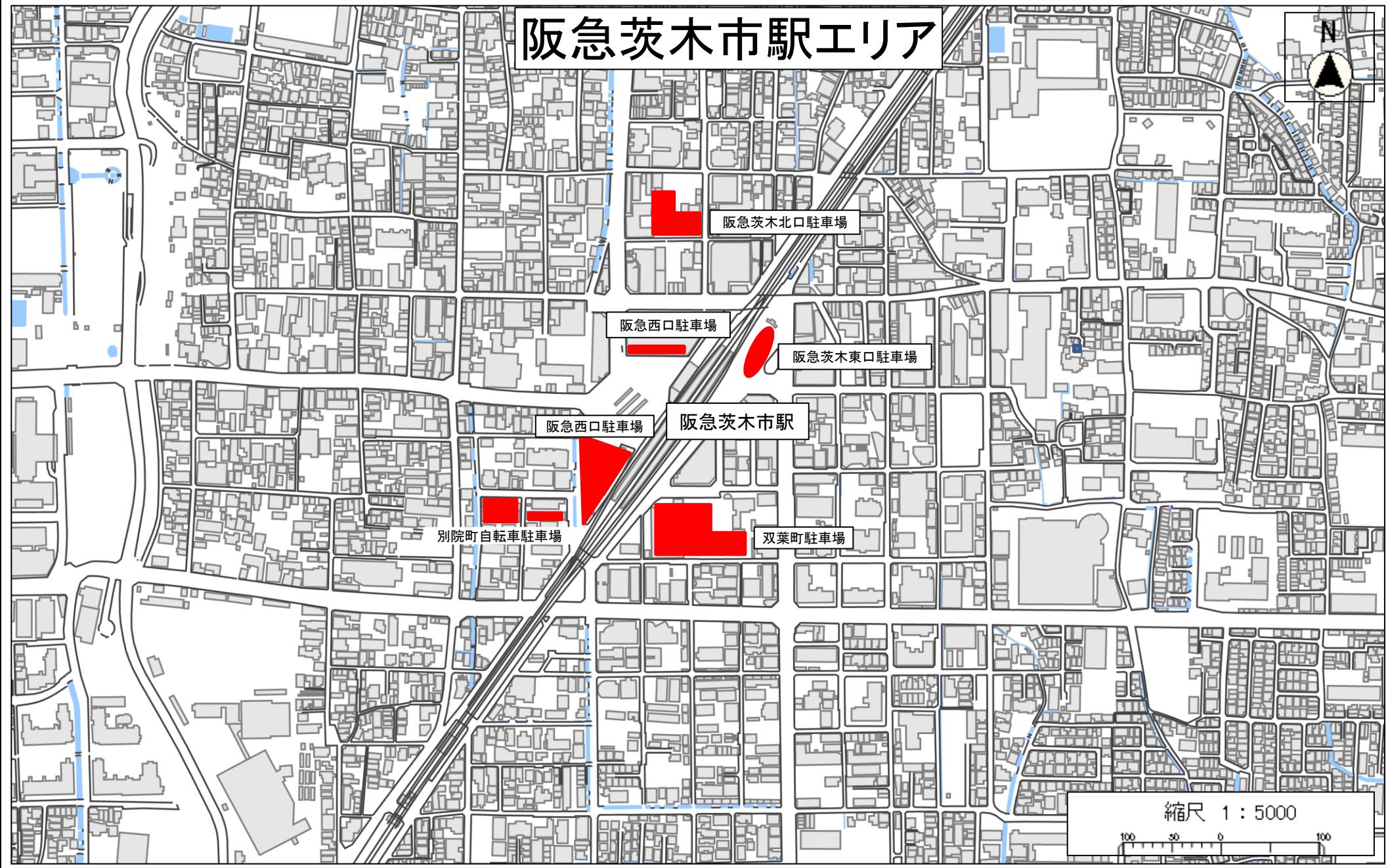
## 茨木市駐車場 指定管理者候補者選定委員会資料

	ページ
1 施設概要	2
2 募集要項及び申請書等様式	18
3 要求水準書	57
4 選定基準	63
5 プレゼンテーションについて	68
6 茨木市駐車場条例・施行規則	69

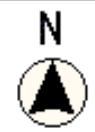


# 阪急茨木市駅エリア

N



# 阪急南茨木エリア



南茨木駅前(第5)自転車駐車場

南茨木駅前(第4)自転車駐車場

南茨木駅前(第三)駐車場

南茨木駅北自転車駐車場

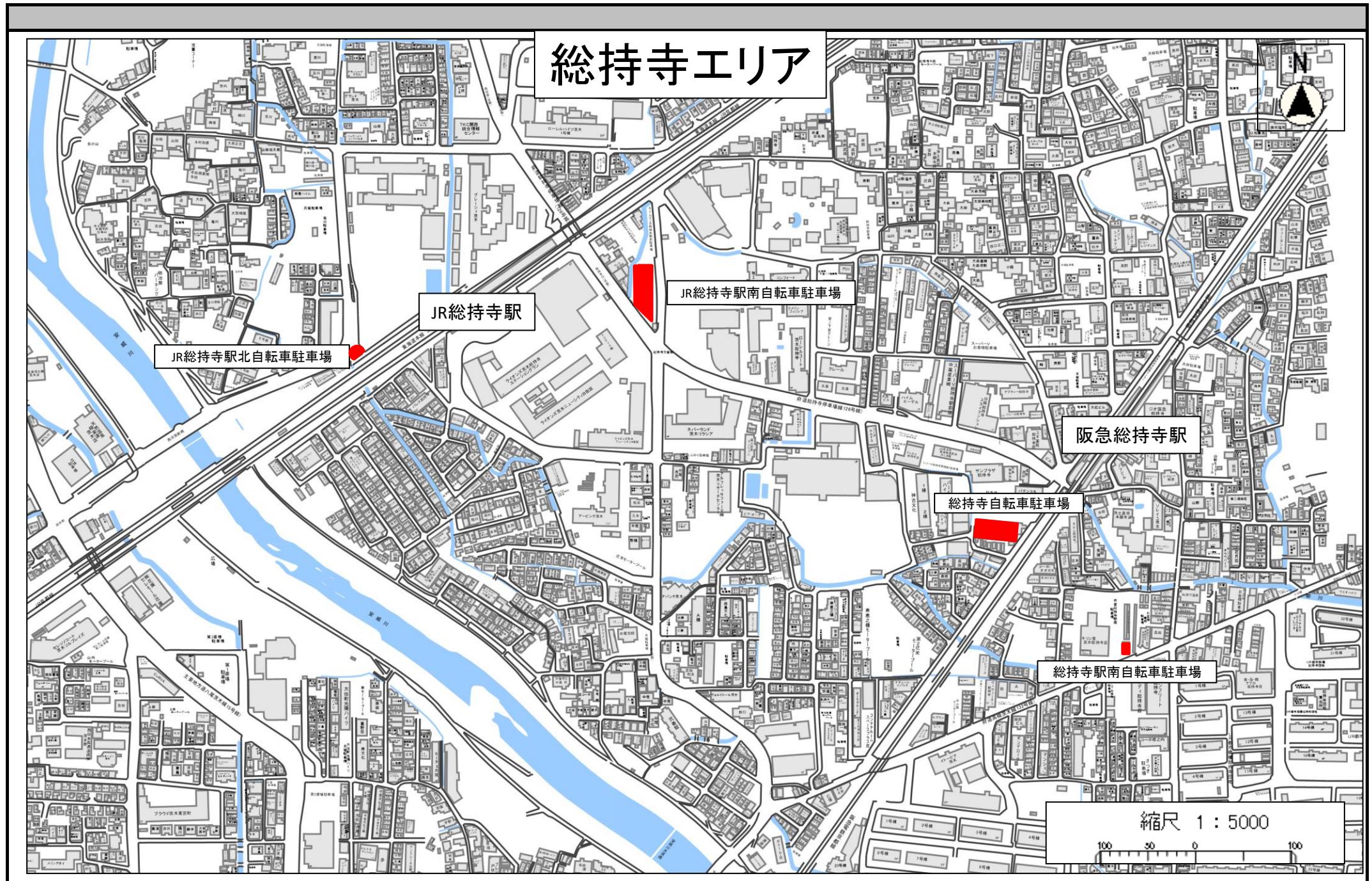
南茨木駅前(第2)自転車駐車場

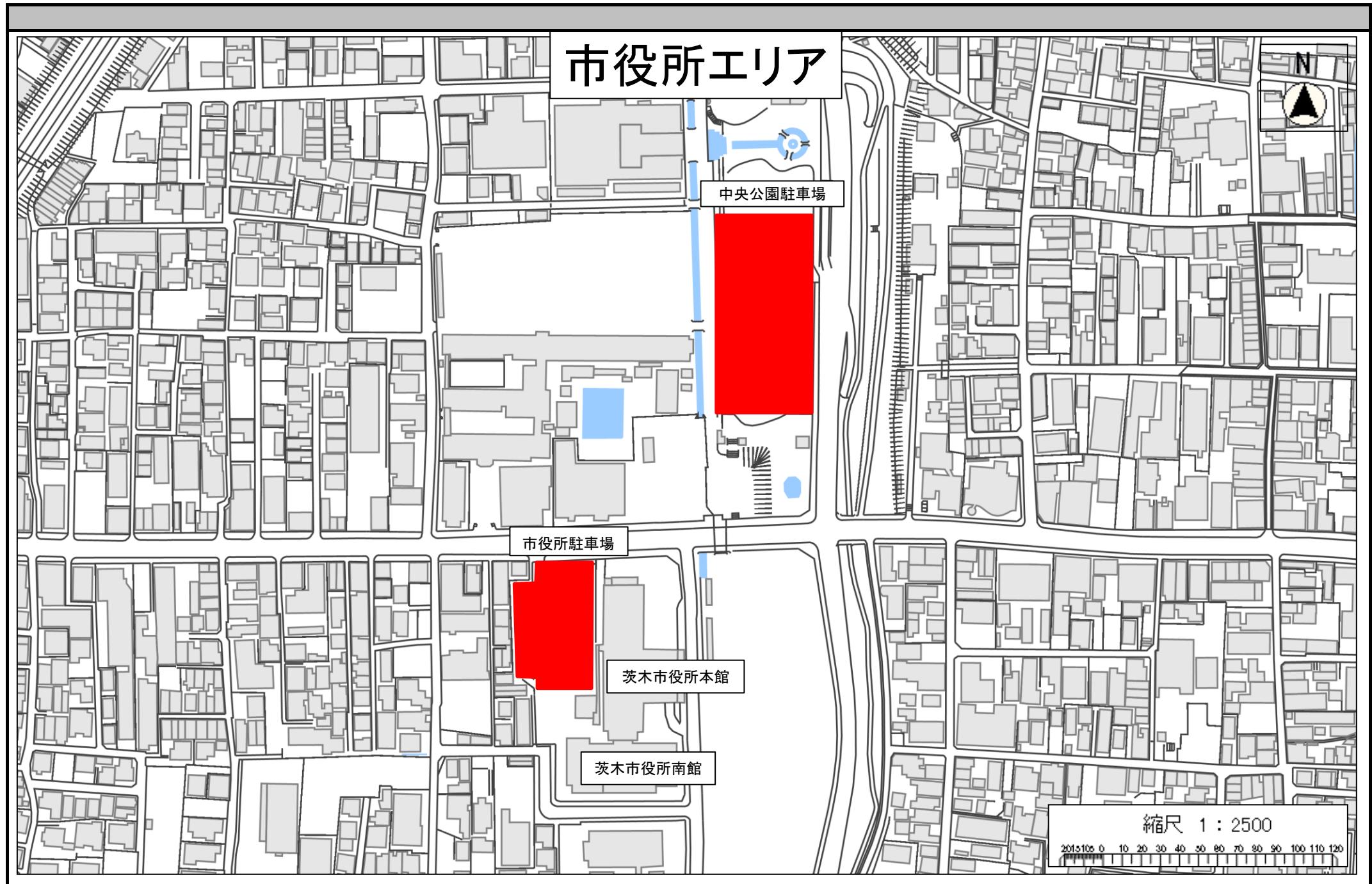
南茨木駅前(第1)自転車駐車場

阪急南茨木駅

縮尺 1 : 2500

2015/05/0 10 20 30 40 50 60 70 80 90 100 110 120





## 駐車場別詳細

令和6年7月末時点

	No.	駐車場名	開設年月	住所	電話番号 (市外局番072)	敷地面積(m <sup>2</sup> ) 延床面積(m <sup>2</sup> )	施設の構造	機器導入日	高額紙幣 対応*2	駐車管制シ ステム型式	自動車		バイク		自転車		使用時間	管理棟 設備	収容台数			備考	
											-時	定期	-時	定期	-時	定期			自動車	バイク	自転車		
阪急茨木市駅	1	阪急茨木西口駐車場 *1	昭和54年4月	永代町2番19号	624-5018	2621.37 5396.37	鉄骨造 3階4層自走式	平成17年10月1日 令和6年2月1日	×	ゲート式	○	×	-	-	-	-	24時間	○	1	-	-	-	
			平成20年3月	永代町2番街区他		-	駅前広場内他(市所有物)	平成31年2月1日	×	電磁ロック式	-	-	-	-	○	×	午前4時～翌日午前4時 24時間	×	-	900	-	-	
	2	双葉町駐車場	平成23年1月	双葉町11番街区	-	3311.78(敷)	平置自走式 軽量鉄骨平屋造	平成21年10月1日 平成23年1月1日	×	ゲート式	×	×	-	-	-	○	24時間	×	-	-	2590	-	現在、当駐車場は、双葉町駐車場閉鎖に伴い、再編中です。 再編後の収容台数については、別添資料10をご参照下さい。
	3	阪急茨木北口駐車場	昭和62年12月	永代町8番32号	624-0407	1534.00	平置自走式	平成16年8月1日	×	ゲート式	-	×	-	-	-	-	24時間	○	-	-	390	-	
	4	阪急茨木東口駐車場	平成24年11月	双葉町1番街区	-	6100.00(敷)	平置自走式	令和5年3月1日	×	フランプ式	○	×	-	-	-	-	24時間	×	21	-	-	-	
	5	別院町自転車駐車場	昭和60年4月	別院町7番34号	624-5228	586.65 2157.24	鉄骨3階建 軽量鉄骨平屋造	平成28年4月1日 令和5年2月1日	×	ゲート式	-	-	-	-	○	-	24時間	○	-	-	1704	11,607,100	土地
阪急南茨木駅	6	南茨木駅前(第1)自転車駐車場 南茨木駅前(第2)自転車駐車場 南茨木駅前(第3)自転車駐車場 南茨木駅前(第4)自転車駐車場 南茨木駅前(第5)自転車駐車場	昭和61年4月	東奈良三丁目14番12号他 若草町4番23号他	632-4462 622-5458	5駐車場合計 面積 475.61 2060.74	軽量鉄骨平屋造	令和2年11月1日 令和3年2月1日 令和4年3月1日 令和4年3月1日 令和4年3月1日	× × × × ×	ゲート式	-	-	○	×	○	×	午前4時～翌日午前4時 24時間	○	-	30	700	-	
	7	南茨木駅北自転車駐車場	平成20年4月	東奈良三丁目14番22号	635-0713	0.00 2046.75	鉄骨造2階建	令和4年4月1日	×	ゲート式	-	-	○	-	○	-	午前4時～翌日午前4時 24時間	○	-	49	890	10,495,000	土地、建物
	8	総持寺自転車駐車場	昭和60年4月	庄二丁目18番14号	624-5221	1801.59 2766.15	鉄骨造地下1階地上2階	令和3年3月1日	×	ゲート式	-	-	○	-	○	-	午前4時～翌日午前4時 24時間	○	-	210	2390	-	
	9	総持寺駅南駐車場	平成6年12月	中総持寺町3番35号	638-6405	3326.15 516.19	平置自走式 軽量鉄骨平屋造	令和5年11月1日	×	ゲート式	○	○	-	○	-	○	24時間	○	40	50	600	-	
	10	中央公園駐車場	平成4年6月	駅前四丁目8番38号	624-3112	9873.83 9604.39	地下1階地上1階鉄筋 コンクリート造自走式	令和5年11月1日	○×	ゲート式	○	○	-	-	-	-	午前6時～午後11時	○	308	-	-	-	
モノレール各駅	11	市役所駐車場	平成21年10月	駅前三丁目8番13号他	-	3,899.86(敷)	自走式平置	令和2年10月1日	○	ゲート式	○	×	-	-	-	-	24時間	×	102	-	-	-	
	12	モノレール彩都西駅自転車駐車場	平成19年3月	彩都あさぎ一丁目1番1号	643-8798	850.00 388.69	軽量鉄骨平屋造	令和5年10月1日	×	ゲート式	-	-	○	-	○	-	午前4時～翌日午前4時 24時間	○	-	78	410	-	
	13	モノレール豊川駅自転車駐車場 *1	平成19年3月	豊川四丁目36番街区	-	116.00 50.00	平屋造(ラック有り) 道路桁下(ラック)	平成31年3月1日	×	電磁ロック式	-	-	○	-	○	-	午時5時～翌日午前5時 24時間	×	-	35	248	-	
	14	モノレール阪大病院前駅自転車駐車場	平成19年3月	南春日丘七丁目5番 4598番地、4612番地	-	0.00 183.51	軽量鉄骨平屋造	令和5年10月1日	×	ゲート式	-	-	○	-	○	-	午前5時～翌日午前5時 24時間	×	-	50	100	-	
	15	モノレール宇野辺駅前自転車駐車場	平成3年4月	下穂積一丁目11番4号	621-5594	0.00 332.61	軽量鉄骨平屋造 (ラック有)	令和5年12月1日	×	ゲート式	-	-	○	-	○	-	午前4時～翌日午前4時 24時間	○	-	55	695	-	
	16	モノレール沢良宜駅自転車駐車場	平成10年12月	高浜町4番9号	633-4346	0.00 527.95	軽量鉄骨平屋造	令和4年2月1日	×	ゲート式	-	-	○	-	○	-	午前5時～翌日午前5時 24時間	○	-	105	480	-	
JR茨木駅周辺	17	西駅前町自転車駐車場	昭和61年4月	西駅前町7番10号	622-5484	2276.00 1790.68	軽量鉄骨平屋造	令和3年1月1日	×	ゲート式	-	-	○	○	○	○	午前4時～ 翌日午前4時	○	-	550	1300	-	
	18	松ヶ本町自転車駐車場	平成21年10月	松ヶ本町1番28号	-	1255.44 577.79	軽量鉄骨平屋造 (ラック有)	令和5年1月1日	×	ゲート式	-	-	-	-	○	-	午前4時～翌日午前4時 24時間	×	-	-	600	-	
	19	JR茨木西口駐車場	平成4年12月	西駅前町1番20号	620-8087	1269.00 216.45	平置自走式 軽量鉄骨造	令和2年10月1日	×	ゲート式	-	-	-	○	-	-	24時間	○	-	293	230	-	
	20	JR駅前ビル駐車場	昭和45年12月	西駅前町4番112号	622-2180	325.37 2349.10	鉄筋コンクリート造 地下2階自走式	令和3年2月1日	×	ゲート式	○	○	-	-	-	-	午前6時～午後11時	○	52	-	-	-	*4 3,291,300 管理組合費
	21	春日自転車駐車場	平成14年1月	春日一丁目7番7号	620-0400	941.20 1270.00	鉄骨造地上2階	令和4年1月1日	×	ゲート式	-	-	-	-	○	-	午前4時～翌日午前4時 24時間	○	-	-	920	-	
	22	JR茨木北駐車場	平成4年4月	春日一丁目4番5号	-	972.71 563.80	立体自走式 軽量鉄骨平屋造	令和6年1月1日 令和5年10月1日	×	ゲート式	○	×	-	-	-	-	24時間	×	28	-	450	-	
	23	JR茨木駅東口自転車駐車場	平成9年11月	駅前一丁目2番37号	626-0705	509.79 2874.89	鉄筋コンクリート造 地下1階	令和3年4月1日	×	人員対応	-	-	-	-	○	○	午前4時45分～ 午前1時	○	-	-	2405	-	
	24	JR駅前北自転車駐車場*5	平成19年4月	駅前一丁目4番街区	-	169.74(敷)	軽量鉄骨平屋造(ラック有)	-	-	無し	-	-	-	-	×	○	24時間	×	-	-	84	36,000	商店会会費
	25	JR茨木南自転車駐車場	平成18年8月	西中条町2番街区	-	318.00(敷)	軽量鉄骨平屋造	令和3年4月1日	-	ゲート式	-	-	×	○	-	-	24時間	×	-	100	-	2,340,798	土地
	26	JR茨木駅前広場自転車駐車場 *1	平成21年10月	西駅前町4番街区	-	-	電磁ロック式(市所有物)	平成21年10月1日	×	電磁ロック式	-	-	○	×	○	×	24時間	×	-	16	90	-	
	27	JR総持寺駅南自転車駐車場	平成30年3月	総持寺一丁目2番32号	657-8666	8.53(敷)	軽量鉄骨平屋造	平成30年3月1日	×	ゲート式	-	-	-	○	-	○	24時間	○	-	52	685	-	
	28	JR総持寺駅北自転車駐車場	平成30年3月	西河原一丁目17番街区	-	100.00(敷)	平置(ラック)	平成30年3月1日	×	電磁ロック式	-	-	-	○	-	-	24時間	×	-	-	85	-	

\*1 阪急茨木西口駐車場の電磁ロック

**駐車場別年間利用台数**

駐車場名	区分	令和5年度(台)	令和4年度(台)	駐車場名	区分	令和5年度(台)	令和4年度(台)
JR駅ビル	自動車	一時	57,670	双葉町	自転車	一時	535,159
		定期	120			定期1	1,629
JR茨木北	自転車	一時	110,556			定期3	6,924
		定期1	89			定期3	8,088
		定期3	676			原付	一時
		一時	34,611			定期1	28,634
JR茨木西口	自転車	一時	77,826			定期3	30,126
		一時	25,578			原付	定期1
		定期1	182			定期3	225
		定期3	353			自二	定期3
	自二	一時	18,273			一時	167
		定期1	21			定期3	217
		定期3	74			自動車	一時
		一時	17,614			定期1	5,297
西駅前町	自転車	一時	106,424	南茨木駅前	自転車	一時	536,870
		定期1	662			定期1	1,629
		定期3	3,685			定期3	8,088
	原付	一時	16,390		原付	一時	28,634
		定期1	337			定期1	3,333
		定期3	757			定期3	7,243
	自二	一時	14,132		自二	一時	7,243
		定期1	29			定期1	1,147
		定期3	113			定期3	3,571
松ヶ本町	自転車	一時	125,167	南茨木駅北	自転車	一時	12,946
		定期1	363			定期1	12
		定期3	1,823			定期3	38
春日	自転車	一時	152,125		原付	一時	6,924
		定期1	393			定期1	140
		定期3	2,004			定期3	225
JR茨木東口	自転車	一時	242,538		自二	一時	167
		定期1	859			定期3	217
		定期3	4,156			自動車	一時
JR駅北	自転車	定期1	41			定期1	5,297
		定期3	252			定期3	54,961
		一時	17,614			原付	一時
JR茨木南	原付	定期1	6			定期1	381,242
		定期3	117			定期3	368,078
		一時	12,946			原付	定期1
JR駅広	自転車	定期1	81			定期3	2,333
		定期3	146			原付	定期3
		一時	143			自二	一時
阪急茨木北口	自転車	定期1	29			定期1	18
		定期3	33			定期3	23
		一時	3,229			自動車	一時
阪急茨木西口	自転車	定期1	7,915			定期1	79
		定期3	476			定期3	7,270
		一時	368			原付	一時
別院町	自転車	定期3	753			定期1	6,722
		一時	947			定期3	60
		16,057	65,495			原付	定期1
総持寺	自転車	一時	230,176			定期3	41
		定期1	28,770			原付	定期3
		定期3	555			自動車	一時
総持寺駅南	自転車	一時	792			定期1	776
		定期1	16,567			定期3	749
		定期3	345			原付	一時
中央公園	自転車	一時	616			定期1	450
		定期1	1,007			定期3	779
		定期3	42			原付	定期1
市役所	自転車	一時	4,251			定期3	24
		定期1	131,936			原付	定期3
		定期3	1,160			自動車	一時
モノレール 沢良宜駅	自転車	一時	5,229			定期1	18
		定期1	503			定期3	18
		定期3	500			原付	一時
モノレール 宇野辺駅	自転車	一時	1,351			定期1	42
		定期1	64,714			定期3	33
		定期3	1,377			原付	一時
モノレール 彩都西駅	自転車	一時	507			定期1	12
		定期1	261			定期3	21
		定期3	23			原付	一時
モノレール 豊川駅	自転車	一時	5,229			定期1	23
		定期1	21,365			定期3	18
		定期3	182			原付	一時
モノレール 阪大病院前駅	自転車	一時	516			定期1	6
		定期1	21,365			定期3	23
		定期3	550			原付	定期1
阪急茨木東口	自動車	一時	1,043			定期3	32
		定期1	1,225			原付	定期1
		定期3	35			原付	定期3
JR総持寺北	自転車	一時	462			原付	一時
		定期1	279			定期1	12
		定期3	25			定期3	25
JR総持寺南	自転車	一時	17			原付	一時
		定期1	16			定期1	11
		定期3	16			定期3	16
モノレール 阪大病院前駅	原付	一時	8,698			原付	一時
		定期1	8,579			定期1	67
		定期3	186			定期3	74
モノレール 阪大病院前駅	自二	一時	1,115			原付	一時
		定期1	1,349			定期1	5
		定期3	11			定期3	10
モノレール 阪大病院前駅	自二	一時	652			原付	一時
		定期1	441			定期1	13
		定期3	15			定期3	9
モノレール 阪大病院前駅	自動車	一時	69,086			原付	一時
		定期1	70,911			定期1	57

**駐車場営業時間・有人管理時間**

No.	駐車場名	区分	現営業時間	有人管理時間	延べ従業員数
1	JR駅前ビル駐車場	自動車	午前6時～午後11時	午前6時～午後11時常駐	6人
2	春日自転車駐車場	自転車	午前4時～翌日午前4時	午前6時～午後7時を基本とする	JR茨木駅
3	JR茨木北駐車場	自動車	午前0時～午後12時	春日自転車駐車場から巡回 (朝・夕あわせて2時間程度を基本とする)	5人
		自転車	午前4時～翌日午前4時		
4	JR茨木西口自転車駐車場	自転車・バイク	午前4時～翌日午前4時	午前6時～午後8時を基本とする	
5	西駅前町自転車駐車場	自転車・バイク	午前4時～翌日午前4時	午前6時～午後8時30分を基本とする	
6	松ヶ本町自転車駐車場	自転車	午前4時～翌日午前4時	西駅前町自転車駐車場から巡回(朝・夕あわせて4時間程度を基本とする)	
7	JR茨木駅東口自転車駐車場	自転車	午前4時45分～翌日午前1時15分	午前4時45分～午後10時を基本とする (JR茨木南・JR駅前北自転車駐車場は、この時間内で朝1回以上の巡回を基本とする) (JR茨木駅前広場自転車駐車場は、この時間内に1時間程度の巡回を3回基本とする)	17人
8	JR駅前北自転車駐車場	自転車	午前4時～翌日午前4時		
9	JR茨木南自転車駐車場	バイク	午前4時～翌日午前4時		
10	JR茨木駅前広場自転車駐車場	自転車・バイク	午前0時～午後12時		
	阪急茨木北口駐車場	自転車	午前4時～翌日午前4時		0人
12	阪急茨木西口駐車場	自転車・バイク	午前4時～翌日午前4時	午前6時～午後9時を基本とする	阪急茨木市駅
		自転車	午前0時～午後12時	上記時間内で1時間程度の巡回を1回基本とする	
13	別院町自転車駐車場	自転車	午前4時～翌日午前4時	午前6時～午後9時を基本とする	
14	阪急茨木東口駐車場	自動車	午前0時～午後12時	1時間程度の巡回を基本とする(阪急茨木西口駐車場から巡回)	
15	双葉町駐車場	自転車・バイク	午前4時～翌日午前4時	午前6時～午後8時を基本とする。(阪急茨木西口駐車場から2～3人巡回)	
16	総持寺自転車駐車場	自転車・バイク	午前4時～翌日午前4時	午前6時～午前11時、午後4時～午後8時を基本とする	4人
17	総持寺駅南駐車場	自動車	午前0時～午後12時	午前6時～午前11時、午後4時～午後8時を基本とする	3人
		自転車・バイク	午前4時～翌日午前4時		
18	JR総持寺駅南自転車駐車場	自転車・バイク	午前4時～翌日午前4時	午前6時～午後8時を基本とする (JR総持寺駅北自転車駐車場はこの時間内で1～2回程度の巡回を基本とする)	6人
19	JR総持寺駅北自転車駐車場	自転車	午前4時～翌日午前4時		
20	中央公園駐車場	自動車	午前6時～午後11時	午前6時～午後11時常駐	市内
21	茨木市役所駐車場	自動車	午前0時～午後12時	早朝、午前10時～午後12時、午後1時～午後2時、午後2時30分～午後4時30分を基本とする(中央公園駐車場から巡回)	
22	南茨木駅前(第1)自転車駐車場	自転車・バイク	午前4時～翌日午前4時	午前6時～午後8時30分を基本とする	阪急南茨木駅
	南茨木駅前(第2～第5)自転車駐車場		午前4時～翌日午前4時	第3は午前7時～午後8時を基本とする 第2は第1からの巡回、第4、第5は第3から巡回とし、朝、昼、夕に巡回することを基本とする	
23	南茨木駅北自転車駐車場	自転車・バイク	午前4時～翌日午前4時	午前7時～午後8時を基本とする	
24	モノレール沢良宜駅自転車駐車場	自転車・バイク	午前5時～翌日午前5時	午前7時～午前10時45分、午後5時～午後8時を基本とする	2人
25	モノレール宇野辺駅前自転車駐車場	自転車・バイク	午前4時～翌日午前4時	午前7時～午後8時を基本とする	4人
26	モノレール彩都西駅自転車駐車場	自転車・バイク	午前4時～翌日午前4時	午前7時～午後8時を基本とする(常駐) モノレール豊川駅自転車駐車場、モノレール阪大病院前駅自転車駐車場は、この時間内に朝・昼の巡回を基本とする	5人
27	モノレール豊川駅自転車駐車場	自転車・バイク	午前5時～翌日午前5時		
28	モノレール阪大病院前駅自転車駐車場	自転車・バイク	午前5時～翌日午前5時		

※バイクとは、原動機付自転車(50cc以下)及び自動二輪車(51cc以上)を合わせたものを示す。

※巡回には、自転車等の整理業務、精算機からの集金、定期契約外自転車等の排除、場内清掃・整理、その他運営上必要なことを含む。

## 駐車場内備品

駐車場名	No.	備品番号	品名	個数	駐車場名	No.	備品番号	品名	個数	
JR茨木東口	1	17193	事務机	23	西駅前町	52	17165	事務机	10	
	2	17195	事務机			53	17166	事務机		
	3	17196	事務机			54	17167	事務机		
	4	17197	事務机			55	17168	事務机		
	5	17200	事務机			56	17344	金庫		
	6	17323	事務椅子			57	17418	更衣ロッカー		
	7	17324	事務椅子			58	17419	更衣ロッカー		
	8	17342	茶だんす			59	17481	コンプレッサー		
	9	17346	金庫			60	110053	エアコン		
	10	17356	保管庫			61	113748	エアコン		
	11	17395	シャッターケース		阪急茨木西口	62	17160	事務机	13	
	12	17396	シャッターケース			63	17409	更衣ロッカー		
	13	17399	シャッターケース			64	17410	更衣ロッcker		
	14	17400	更衣ロッcker			65	17411	更衣ロッcker		
	15	17403	更衣ロッcker			66	17422	更衣ロッcker		
	16	17404	更衣ロッcker			67	17504	撮影機		
	17	17405	更衣ロッcker			68	17505	撮影機		
	18	17406	更衣ロッcker			69	17506	撮影機		
	19	17407	更衣ロッcker			70	17507	撮影機		
	20	17431	更衣ロッcker			71	17508	撮影機		
	21	17521	掃除機			72	17509	撮影機		
	22	17531	ルームクーラー			73	17537	ルームクーラー		
	23	17552	ストーブ			74	111386	エアコン		
宇野辺	24	17174	事務机	5	別院町	75	17161	事務机	3	
	25	17177	事務机			76	17194	事務机		
	26	17340	整理棚			77	17412	更衣ロッcker		
	27	17426	更衣ロッcker		南茨木駅北	78	113749	エアコン	1	
	28	103469	エアコン			79	17170	事務机		
春日	29	113747	エアコン	1		80	17171	事務机		
沢良宜	30	17201	事務机	4		81	17172	事務机		
	31	17327	事務椅子			82	17173	事務机		
	32	17558	空気清浄機			83	17265	事務椅子		
	33	105585	エアコン			84	17266	事務椅子		
総持寺	34	17162	事務机	8	南茨木駅前	85	17339	整理棚	17	
	35	17163	事務机			86	17345	金庫		
	36	17164	事務机			87	17420	更衣ロッcker		
	37	17414	更衣ロッcker			88	17421	更衣ロッcker		
	38	17415	更衣ロッcker			89	17476	コンプレッサー		
	39	17416	更衣ロッcker			90	17477	コンプレッサー		
	40	17417	更衣ロッcker			91	17555	空気清浄機		
	41	17584	物置・倉庫			92	17556	空気清浄機		
総持寺駅南	42	17188	事務机	4		93	17581	物置・倉庫		
	43	17189	事務机			94	102522	ルームクーラー		
	44	17432	更衣ロッcker			95	110054	エアコン		
	45	17478	コンプレッサー							
中央公園	46	17180	事務机	6						
	47	17238	事務椅子							
	48	17279	事務椅子							
	49	17280	事務椅子							
	50	17281	事務椅子							
	51	17429	更衣ロッcker							

令和5年度 指定管理者が行う駐車場施設の設備、機械等の保守点検等業務

駐車場名	設備・機械等保守点検等	法定	備考
全施設共通	建築基準法第12条第2項及び第4項に基づく定期点検業務	○	
	公共施設点検マニュアルに基づく点検業務	※1	本市が策定する公共施設点検マニュアルに基づき、指定管理者が実施すること
阪急茨木西口駐車場	駐車システム保守メンテナンス及び緊急出動業務委託		サイロック151台、料金精算機2台
	駐車場システム運営管理業務		オムロン(自動ゲート他)
	消防設備保守点検業務委託	○	消火器具、自動火災報知設備、粉末消火設備、防火排煙設備、誘導灯及び誘導標識
	一般廃棄物の収集・運搬業務委託		
双葉町駐車場	駐車場システム運営管理業務		オムロン(自動ゲート他)
阪急茨木北口駐車場	一般廃棄物の収集・運搬業務委託		
	駐車場システム運営管理業務		オムロン(自動ゲート他)
阪急茨木東口駐車場	駐車場システム運営管理業務		オムロン(自動ゲート他)
別院町駐車場	駐車場システム運営管理業務		オムロン(自動ゲート他)
	消防設備保守点検業務委託	○	消火器具、自動火災報知設備、誘導灯及び誘導標識・防排煙設備
	一般廃棄物の収集・運搬業務委託		
南茨木駅前(第1)自転車駐車場	一般廃棄物の収集・運搬業務委託		
南茨木駅前(第3)自転車駐車場	一般廃棄物の収集・運搬業務委託		
南茨木駅前(第1~5)自転車駐車場	駐車場システム運営管理業務		オムロン(自動ゲート他)
南茨木駅北自転車駐車場	駐車場システム運営管理業務		オムロン(自動ゲート他)
	一般廃棄物の収集・運搬業務委託		
	駐車場システム運営管理業務		オムロン(自動ゲート他)
総持寺自転車駐車場	一般廃棄物の収集・運搬業務委託		
	消防設備保守点検業務委託	○	消火器具、自動火災報知設備、泡消火設備、屋内消火栓設備、誘導灯及び誘導標識
	駐車場システム運営管理業務		オムロン(自動ゲート他)
総持寺駅南駐車場	一般廃棄物の収集・運搬業務委託		
	消防設備保守点検業務委託	○	消火器具
	駐車場システム運営管理業務		オムロン(自動ゲート他)
中央公園駐車場	清掃管理業務委託		
	空調機器等保守点検業務委託		空冷ポンプ3台、送風機26台、ディレーベントファン11台、エアーフィルター63枚、自動制御機器1式
	一般廃棄物の収集・運搬業務委託		
	消防設備保守点検業務委託	○	消火器具、自動火災報知設備、泡消火設備、屋内消火栓設備、非常放送設備、非常コンセント設備、防火排煙設備、自家発電設備、誘導灯及び誘導標識
	受水槽清掃及び保守点検業務委託	○	2基、9.4立米
	高圧受電設備の保安管理業務委託及び常時監視業務委託	○	
茨木市役所駐車場	駐車場システム運営管理業務		オムロン(自動ゲート他)
モノレール彩都西駅自転車駐車場	一般廃棄物の収集・運搬業務委託		
	駐車場システム運営管理業務		オムロン(自動ゲート他)
モノレール豊川駅自転車駐車場	駐車システム保守メンテナンス及び緊急出動業務委託		サイロック81台、バイロック35台、料金精算機1台、更新機1台
モノレール阪大病院前駅自転車駐車場	駐車場システム運営管理業務		オムロン(自動ゲート他)
モノレール宇野辺駅自転車駐車場	一般廃棄物の収集・運搬業務委託		
	駐車場システム運営管理業務		オムロン(自動ゲート他)
	駐車システム保守メンテナンス及び緊急出動業務委託		
モノレール沢良宜駅自転車駐車場	駐車場システム運営管理業務		オムロン(自動ゲート他)
	一般廃棄物の収集・運搬業務委託		
西駅前町自転車駐車場	駐車場システム運営管理業務		オムロン(自動ゲート他)
	一般廃棄物の収集・運搬業務委託		
JR茨木駅南自転車駐車場	駐車場システム運営管理業務		オムロン(自動ゲート他)
JR茨木西口駐車場	消防設備保守点検業務委託	○	
	駐車場システム運営管理業務		オムロン(自動ゲート他)
	一般廃棄物の収集・運搬業務委託		
JR駅前ビル駐車場	消防設備保守点検業務委託	○	
	駐車場システム運営管理業務		オムロン(自動ゲート他)
春日自転車駐車場	消防設備保守点検業務委託	○	
	駐車場システム運営管理業務		オムロン(自動ゲート他)
	一般廃棄物の収集・運搬業務委託		
JR茨木北駐車場	消防設備保守点検業務委託	○	
	駐車場システム運営管理業務		オムロン(自動ゲート他)
JR茨木駅東口自転車駐車場	消防設備保守点検業務委託	○	
	駐車場システム運営管理業務		オムロン(自動ゲート他)
	高压受電設備の保安管理業務委託及び常時監視業務委託	○	
	一般廃棄物の収集・運搬業務委託		
JR茨木駅前広場自転車駐車場	駐車システム保守メンテナンス及び緊急出動業務委託		自転車90台、原動機付自転車12台、自動二輪車4台
JR総持寺駅南自転車駐車場	駐車場システム運営管理業務		オムロン(自動ゲート他)
	一般廃棄物の収集・運搬業務委託		
JR総持寺駅北自転車駐車場	駐車システム保守メンテナンス及び緊急出動業務委託		サイロック85台、料金精算機2台

※1 法令等による定めはありませんが、公共施設等マネジメント方針に基づき、点検業務の実施は必須とします。特殊な資格等は不要です。

自転車駐車場料金表

駐車場名	区分	一時利用料金	一般定期金額		学生定期金額	
			1か月定期	3か月定期	1か月定期	3か月定期
南茨木駅前(第1)	一時専用	1日1回 100円				
南茨木駅前(第3)						
JR茨木西口						
JR総持寺駅北						
阪急茨木北口						
別院町						
双葉町						
南茨木駅北(1・2階部分)						
総持寺						
総持寺駅南						
モノレール彩都西駅						
モノレール豊川駅						
モノレール宇野辺駅前						
西駅前町						
松ヶ本町	定期専用	1日1回 70円				
JR茨木北						
JR茨木駅東口						
JR総持寺駅南						
南茨木駅前(第2)						
南茨木駅前(第4)						
南茨木駅前(第5)						
春日	一時定期	1日1回 70円	1,100円	3,000円	900円	2,500円
モノレール阪大病院前駅						
モノレール沢良宜駅						
南茨木駅前北(3階部分)						
JR駅前北	定期専用					
阪急茨木西口	一時専用	※1				
JR茨木駅前広場	一時専用					

※1 最初の3日以内 4時間ごとに100円(最初の1時間は無料)、3日を超えると2,000円

※2 最初の3日以内 4時間ごとに200円(最初の1時間は無料)、3日を超えると4,000円

※3 最初の3日以内 4時間ごとに250円(最初の1時間は無料)、3日を超えると5,000円

※4 24時間最大料金1,200円 2日目以降は繰り返し

\*「障害者手帳」「療育手帳」等所持者は、利用料金を5割減免しています。

原付・自動二輪車駐車場料金表

駐車場名	区分	原動機付自転車(50cc以下)			自動二輪車(51cc以上)		
		一時	1か月定期	3か月定期	一時	1か月定期	3か月定期
南茨木駅前(第3)	一時定期	1日1回 200円					
阪急茨木西口							
双葉町							
南茨木駅前(第1)							
南茨木駅北							
総持寺							
総持寺駅南							
モノレール彩都西駅							
モノレール豊川駅							
モノレール阪大病院前駅							
モノレール宇野辺駅前							
モノレール沢良宜駅							
西駅前町							
JR茨木西口							
JR総持寺駅南							
JR茨木南	定期専用	1日1回 250円					
南茨木駅前(第4)							
JR駅前広場	一時専用	※2					

自動車駐車場料金表

駐車場名	区分	一時※4		定期(1カ月)
		8:00~20:00	20:00~翌8:00	
双葉町	一時専用	20分毎に100円	60分毎に100円	15,000円
阪急茨木東口				
阪急茨木西口				
阪急茨木北口				
市役所				
JR茨木西口				
JR茨木北				
中央公園				
JR駅前ビル				
総持寺駅南				

## 令和5年度駐車場管制システム消耗品等年間契約単価表

品名	発注単位数	単位	単価(税込)	令和4年度実績	令和5度実績
磁気式一時駐車券(自動車・自転車用)※1	16箱以上	箱	10,285	784 箱	736 箱
磁気式一時駐車券(自動車・自転車用)※1	8箱以下	箱	12,760	8 箱	0 箱
磁気式一時駐車券(市役所・中央公園用)※1	16箱以上	箱	13,398	112 箱	112 箱
自転車定期JISカード	200枚以下	枚	660	200 枚	0 枚
磁気式定期駐車券ICカード	500枚	枚	1,353	0 枚	500 枚
	600～900枚	枚	1,188	0 枚	1,300 枚
	1,000枚以上	枚	990	1,400 枚	1,400 枚
	2,000枚以上	枚	858	0 枚	0 枚
	3,000枚以上	枚	726	3,300 枚	3,000 枚
自転車駐車場用車両貼付シール※2	10巻	巻	15,950	80 卷	20 卷
自転車定期シール(ICカード用)※3	3巻	巻	21,945	21 卷	24 本
ロール紙(NT用)(SP-7)6本/箱	1箱	箱	14,520	61 箱	63 箱
発行・精算・回収機印字用インクリボン(Vプリンタ)	1個	個	2,783	310 個	270 個
駐車場共通100円回数券	28,000枚	枚	7.7	28,000 枚	0 枚
駐車場共通3000円回数券	1,000枚	枚	139.7	18,000 枚	24,000 枚
自動車駐車場専用定期カード	10枚	枚	440	0 枚	0 枚
駐車場共通減免者専用カード	1,000枚	枚	242	0 枚	0 枚

※1磁気式一時駐車券 1箱3,500枚入

※2自転車駐車場用車両貼付シール 1箱約600枚入

※3自転車駐車場用車両貼付シール 1箱約1,500枚入

## 駐車場別光水熱費等

	駐車場名	令和5年度			
		電気	水道	電話	計
駐車場名	使用量	料金	料金	料金	料金
1 JR駅ビル	98,695	3,284,068		64,625	3,348,693
2 JR茨木西口	18,442	492,035	23,685	52,540	568,260
3 JR茨木北	14,107	378,813	13,200	47,649	439,662
4 西駅前町	28,544	716,049	27,125	68,087	811,261
5 松ヶ本町	15,483	410,099	17,920		428,019
6 春日	26,500	658,840	39,369	52,445	750,654
7 JR茨木駅東口	106,449	2,205,321	63,121	72,742	2,341,184
8 JR駅前北	1,240	25,966	13,200		39,166
9 JR茨木南	4,631	110,877			110,877
10 JR駅前広場	1,203	23,577			23,577
11 阪急茨木北口	6,209	164,917	10,931	53,953	229,801
12 阪急茨木西口	52,478	1,291,730	34,545	211,475	1,537,750
13 別院町	44,367	1,122,216	41,195	50,634	1,214,045
14 阪急茨木東口	3,137	92,574			92,574
15 総持寺	49,170	1,525,738	24,497	54,260	1,604,495
16 総持寺駅南	20,123	532,355	23,383	94,347	650,085
17 中央公園	335,245	7,883,235	373,351	146,562	8,403,148
18 市役所	8,756	227,533			227,533
19 双葉町	27,200	682,798			682,798
20 南茨木駅前	49,244	1,221,653	38,056	182,201	1,441,910
21 南茨木駅北	16,966	429,505	11,580	51,808	492,893
22 モノレール沢良宜駅	7,889	199,915	31,096	64,919	295,930
23 モノレール宇野辺駅	13,354	341,939	22,066	50,822	414,827
24 モノレール彩都西駅	15,267	376,435	20,244	111,103	507,782
25 モノレール豊川駅	5,013	121,937		54,680	176,617
26 モノレール阪大病院前駅	7,321	185,214			185,214
27 JR総持寺南	8,224	229,133	24,192	74,285	327,610
28 JR総持寺北	0	17,708			17,708
合 計	985,257	24,952,180	852,756	1,559,137	27,364,073

令和4年度				
電気	水道	電話	計	
使用量	料金	料金	料金	料金
92,608	2,661,232		60,027	2,721,259
18,148	581,912	24,191	48,842	654,945
13,561	435,718	13,200	27,202	476,120
28,531	868,109	28,705	71,109	967,923
16,319	520,663	15,950		536,613
26,542	799,403	35,244	50,813	885,460
105,856	2,617,596	55,359	68,673	2,741,628
1,186	30,883	13,200		44,083
4,533	132,024			132,024
850	21,773			21,773
16,890	507,122	23,685	54,601	585,408
53,465	1,596,154	28,442	200,384	1,824,980
45,174	1,379,270	38,569	45,475	1,463,314
3,955	130,472			130,472
50,122	1,807,126	24,494	49,902	1,881,522
20,183	639,255	22,422	87,534	749,211
363,913	9,065,080	204,132	135,028	9,404,240
8,884	244,064			244,064
28,161	862,162			862,162
48,799	1,471,926	35,041	175,985	1,682,952
16,945	520,851	11,641	49,936	582,428
7,960	245,581	29,677	60,646	335,904
13,206	414,841	20,143	46,044	481,028
14,753	442,920	19,435	106,845	569,200
6,144	184,672		55,032	239,704
7,481	229,306			229,306
7,366	249,093	24,192	69,904	343,189
0	25,388			25,388
1,021,535	28,684,596	667,722	1,463,982	30,816,300

## 駐車場リース機器詳細

(単位 台 又は 式)

No.	駐車場名	精算機	発券機	カーゲート	バー キャッチャー	プロテクター	駐輪ゲート	カートリーダー	定期発券機	定期管理システム	歩行者専用開閉扉	駐車券回収機	満空表示装置	テント	赤外線感知器	開放式車両専用ゲート	ケート制御装置	定期発券機プロテクター	満空灯	フラップ板	割引ライター	出庫警報灯	車両検知システム等	カメラシステム		
1	JR駅前ビル駐車場	1	1	2			1												1				3	1	1	
2	阪急茨木西口駐車場(自転車)	1	2	3													1		1						1	
	阪急茨木西口駐車場(バイク)	1	1					1	2	1	1	1	1			1	1								1	
3	総持寺自転車駐車場	1	1					1	2	1	1		1	1			1								1	
4	別院町自転車駐車場(定期)							1	2	1	1	1					0	1	1						1	
	別院町自転車駐車場(一時)	1	1					2				1	1	1			1	1							1	
5	西駅前町自転車駐車場	1	3					5	5	1	1	2	2	2			1	1							1	
6	南茨木駅前(第1)自転車駐車場	1	1					2			1	1	1	1			1								1	
	南茨木駅前(第2)自転車駐車場							2	4	1		2					1		1						1	
	南茨木駅前(第3)自転車駐車場	1	2					2				2	2	2			1								1	
	南茨木駅前(第4)自転車駐車場							2	4	1	1	2						1							1	
	南茨木駅前(第5)自転車駐車場							1	2			1			1										1	
7	阪急茨木北口駐車場(自動車)	0	0	0		0										0				0				0	0	
	阪急茨木北口駐車場(自転車)	0	0					0	0	1	1	0	0	0	0		0	1						0		
8	モノレール宇野辺駅前自転車駐車場	1	1					2	4	1	1	2	2	1	3		1	1							1	
	モノレール宇野辺駅前自転車駐車場(駅広)																									
9	阪急茨木東口駐車場	1					1								1					2	21				1	
10	中央公園駐車場	2	2	4	2	2																			1	1
11	JR茨木北駐車場(自動車)	1	1	2		1																			1	1
	JR茨木北駐車場(自転車)	1	1					2	2	0	0	1	1	1	2		1								1	
12	JR茨木西口駐車場	1	2					2	4					2	1	1		1							1	
13	JR茨木南自転車駐車場							1	2			1			1										1	
14	総持寺駅南駐車場(自動車)	1	1	2	2	1																			1	1
	総持寺駅南駐車場(自転車)	1	1					1	2	1	1	1	1	1	1		1	1							1	
15	JR茨木駅東口自転車駐車場									1	1							1								
16	モノレール沢良宜駅自転車駐車場	1	1					1	2	1	1	3	1				1								1	
17	春日自転車駐車場	1	1					2	2	1	1		1	1			1	1	1						1	
18	モノレール彩都西駅自転車駐車場	1	1					1	2	1	1	1	1	1	1		1	1							1	
19	モノレール豊川駅自転車駐車場																									
20	モノレール阪大病院前駅自転車駐車場	1	1					1	2	1		3			1			1							1	
21	JR駅前北自転車駐車場																								1	
22	南茨木駅北自転車駐車場	2	2					2	4	1	1	2	2	1			1	1							1	
23	市役所駐車場	1	1	2		1													4		※11	1	1	1		
24	松ヶ本町自転車駐車場	1	1					2	4	1	1	1	1	1	1		1	1							1	
25	JR茨木駅前広場自転車駐車場																									
26	双葉町駐車場(自動車)	0	0	0		0												0				0	0	0	0	
	双葉町駐車場(自転車)	2	2					5	5	1	1	2	2	2	2		2	1	1						1	
27	JR総持寺南自転車駐車場	1	1					3	3	1	1		2	1			1	1							1	
28	JR総持寺北自転車駐車場																									
	計	28	32	15	4	7	44	59	18	17	30	24	19	15	0	8	18	14	8	21	0	4	5	31		

※各駐車場共通リース機器・遠隔画像監視装置及びシステム警備装置

※市役所外で10台有(おにクリ、ローズWAM、交通政策課)

### 3駐車場の収容台数について

#### ■説明

- ・表①はこれまでの3駐車場における収容台数の変動経過を、表②は令和7年度以降の3駐車場(双葉町、西口、北口)の収容台数の見込を示しております。
- ・表①自転車の収容台数について、令和5年度の3駐車場の合計は2,980台でしたが、令和6年度の双葉町駐車場閉鎖に伴う再編により、民営駐車場へ870台移動したことから、現在、3駐車場の合計は2,110台となっております。
- ・今後、双葉町駐車場は閉鎖を予定しておりますが、3駐車場の収容台数の合計である2,110台は変わりありません。
- ・阪急茨木北口駐車場は、令和6年9月の改修工事完了を目指しておりましたが、諸事情により工事を中断することとなったため、現在一時閉鎖中です。

①双葉町駐車場閉鎖の伴う自転車部分の収容台数の変動 単位：台

	令和5年度	令和6年度		令和7年度
	移動前	移動		移動後
		民営へ	西口Pへ	
①双葉町駐車場 ((仮)阪急茨木北口駐車場)	2,980	▲870	▲1,200	910
②阪急茨木西口駐車場	—	—	—	1,200
③阪急茨木北口駐車場	390	—	—	—
計				2,110

閉鎖中

②令和7年度以降の3駐車場の収容台数 単位：台

駐車場名	令和7年度				令和8年度				令和9年度				令和10年度				令和11年度							
	自転車		バイク		自転車		バイク		自転車		バイク		自転車		バイク		自転車		バイク					
	一時	定期	原付		二輪		一時	定期	原付		二輪		一時	定期	原付		二輪		一時	定期	原付			
			一時	定期	一時	定期			一時	定期	一時	定期			一時	定期	一時	定期			一時	定期	一時	定期
①双葉町駐車場 ((仮)阪急茨木北口駐車場)	410	500	50	70	20	30	410	500	50	70	20	30	410	500	50	70	20	30	410	500	50	70	20	30
	910	—	170	—	—	—	910	—	170	—	—	—	910	—	170	—	—	—	910	—	170	—	—	—
②阪急茨木西口駐車場	600	600	200	500	100	100	600	600	200	500	100	100	600	600	200	500	100	100	600	600	200	500	100	100
	1200	—	900	—	—	—	1200	—	900	—	—	—	1200	—	900	—	—	—	1200	—	900	—	—	—
③阪急茨木北口駐車場(閉鎖中)	改修工事完了後、詳細確定				改修工事完了後、詳細確定				改修工事完了後、詳細確定				改修工事完了後、詳細確定				改修工事完了後、詳細確定				改修工事完了後、詳細確定			

※双葉町駐車場閉鎖に伴い、阪急茨木西口駐車場及び阪急茨木北口駐車場に収容台数ベースで利用者の振り分けを行います。

※阪急茨木北口駐車場について、改修工事が完了するまでの間は、双葉町駐車場の敷地内にて阪急茨木北口駐車場利用者専用の仮設駐車場として運用しております。

双葉町駐車場閉鎖に伴う市営駐車場の再編経過について

駐 車 場 名	内 容	詳 細	時 期																								
			令和5年度												令和6年度												
			4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	
双葉町駐車場	自動車部分の廃止																										
	自転車定期利用台数の減少	阪急茨木南駐輪センターへの移動(870台)																									
	阪急茨木北口駐車場	一時閉鎖																									
阪急茨木西口駐車場	自動車部分の一時閉鎖	修繕工事に伴う2階、3階部分の一時閉鎖														・1/9～3/31											
		2階部分の一時閉鎖																・4/1～6/30									
	自動車部分の廃止																		・7/1～								

## <茨木市駐車場>指定管理者募集要項

### 1 指定管理者候補者選定の目的

茨木市（以下「市」という。）では、茨木市駐車場（以下「駐車場」という。）について、地方自治法第244条の2第3項に基づき、施設の管理運営を効率的、効果的に行うために、平成18年4月から「指定管理者制度」を導入しています。令和7年3月をもって、現在の指定管理期間が満了となることから、引き続き、民間事業者が持つノウハウやアイデアなどを活用した質の高い市民サービスを目指し、その効用を最大限に発揮するため、指定管理者候補者を公募し、その選定を行います。

### 2 施設の概要

#### (1) 駐車場の施設の概要

名称、所在地、敷地面積及び構造、使用時間、駐車車両の種類及び収容台数等については、【別添資料1】を参照してください。市内28か所の施設を一括して管理運営するものとします。

また、自転車等の整理方法や施設管理方法の変更等の観点から、自転車等の台数はあくまで参考であり、事業計画の基礎的数値として本市が保証するものではありません。

#### (2) 駐車場の利用状況

【別添資料2】を参照してください。

### 3 管理運営の基本的な考え方

使用者の利便に供するとともに、自転車等放置禁止区域内において自転車等の放置を防止することにより、街の美観と歩行者の安全を確保し、良好な都市環境を保持することを目的に設置した駐車場を、立地条件や機能を生かし創意工夫に基づいた管理運営により、より質の高い公共サービスを使用者に提供します。指定管理者は、駐車場の管理運営に当たり、次の各項目に留意してください。

- (1) 公の施設であることを念頭において、公正、公平な管理運営を行うこととし、特定のものに有利あるいは不利になる運営をしないこと。
- (2) 使用者の意思及び人権を尊重し、常にその立場に立って親切かつ丁寧な接遇等のサービスを提供すること。
- (3) 地域住民や使用者の意見・要望を聴き、反映できるものは管理運営に生かし、サービスの向上を図ること。また、苦情等に対しては、適切に対応すること。
- (4) 地域住民、自治組織、事業者等と良好な関係を維持すること。
- (5) 個人情報の取扱いには十分留意し、漏えい、滅失及び棄損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じること。
- (6) 茨木市情報公開条例の趣旨に則って、施設の管理に関する情報の公開を行うにあたり、必要な措置を講じること。
- (7) 法令等を遵守し、本市と密接に連携を図りながら駐車場管理運営業務を行うこと。

と。

- (8) 効率的かつ効果的に管理運営業務を行い、経費の縮減に努めること。
- (9) 使用者が安全かつ快適に利用できるように施設設備を適正に維持管理すること。
- (10) 省資源、省エネルギーに努め、廃棄物の排出を抑制して、環境への負荷の低減に努めること。
- (11) 法人もしくは団体として障害者雇用の促進に関する法律に定めた障害者雇用率の達成に努めること。
- (12) 高齢者等就職困難者の雇用に積極的に努めること。
- (13) 駐車場の出入り口周辺や場内における通行の安全を確保すること。

#### 4 指定管理者が行う業務

指定管理者は、茨木市駐車場条例（昭和45年条例第44号。以下「条例」という。）第4条に規定する以下の業務（以下「指定管理業務」という。）を行います。なお、具体的な業務内容及び履行方法については「茨木市駐車場管理運営業務要求水準書（以下、「要求水準書」という。）」によります。

##### （1）基本的事項

###### ア 管理体制

指定管理者は、効率的、効果的な管理運営を実施するため、包括的な施設管理責任者及び経営能力を備えた者を配置し、市に届けてください。

###### イ 従事者人数等

業務内容を確実に遂行し、駐車場の設置目的を効果的に達成できる人員を配置すること。従事者の人数は、提案【別紙様式5-3-2】において、【別添資料3】の配置人数を基本とした上で提出してください。

###### ウ 備品管理

本市より貸与する備品は、各駐車場にあります。本市が貸与した備品【別添資料4】については市に帰属しますので、廃棄する場合は、事前に本市に協議してください。指定管理者が、新たに管理運営上必要とするために購入した備品については、指定管理者に帰属します。

###### エ 従事者の育成と管理

- ① 従事者に対しては、使用者へのサービスの向上と効率的・効果的な管理運営についての意識を高めるため、研修等で人材育成を行うこと。
- ② 従事者は、使用者に不快感を与えない制服及び名札を着用すること。
- ③ 従事者の雇用については、地域の高齢者等の雇用対策を講じること。

##### （2）施設全般の管理運営に関する業務

###### ア 施設の経営マネジメント業務

###### イ 施設の総務、経理業務

###### ウ 施設の利用促進業務

###### エ 防犯、防災管理

###### オ 備品、施設の管理

###### カ 事業報告書、事業日誌、月報、各種台帳、帳票類等の作成及び提出

(3) 駐車場施設の管理運営及び整理に関する業務

ア 駐車場の使用許可、不許可及び使用制限（駐車場の休止を含む。）に関する業務

イ 駐車場の使用許可の取消し及び使用停止に関する業務

ウ 駐車場利用料の収納及び還付に関する業務

エ 駐車場利用料の減免に関する業務

オ 使用者の誘導、指導、整理、安全確保等に関する業務

カ 傷病者等の救護措置、状況報告等に関する業務

キ 駐車場管理運営に伴う印刷物その他消耗品の購入及び修繕に関する業務

ク 駐車場管理運営に起因する苦情処理及び施設賠償保険等に関する業務

ケ 市が指定管理者と協議して、駐車場設置の目的を達成するため必要と認める業務

コ 利用状況の集計及び報告業務

サ 駐車場及び駐車場周辺の定期巡回業務

シ 駐車場内における車両の放置防止啓発、巡回指導及び整理業務

(4) 施設の維持管理に関する業務

ア 保安業務

イ 清掃、植栽の維持管理、草引き等

ウ 建物、施設の維持管理

エ 設備、機械等の保守点検等 業務内容は【別添資料5】を参照

オ 消耗品の補充、交換等

(5) 運営に関すること

ア 問合せ・苦情・要望等対応窓口の設置

問合せ・苦情・要望等対応窓口を設置し、具体的な対応方法について、提案【別紙様式5-4-2】を求める。なお、指定管理者指定後、速やかに、問合せ・苦情・要望等処理に関するマニュアルを策定すること。

イ 危機管理及び防犯・防災対策

茨木市が災害に伴う配備体制を敷いた場合、災害対応に関する車両の駐車等の災害活動に協力すること。

自然災害、人為災害、事故など緊急事態・非常事態・不測の事態に備え、また、施設内の防犯・防火対策のために、提案【別紙様式5-3-5】を求める。

なお、指定管理者指定後、危機管理体制を確立し、消防計画も含めた危機管理マニュアルを策定すること。

危機管理マニュアルには、次の項目を含むこと。

- ・緊急時における使用者に対する避難誘導及び初期消火、関係機関への通報の仕方。
- ・停電時における施設の復旧を遅滞なく行う方法。
- ・災害時と緊急時に備えた危機管理計画など。

## 5 指定管理者の自主事業

指定管理者は、茨木市駐車場条例及び協定書、要求水準書、事業計画書に定める業務（指定管理業務）に支障をきたすことがなく、かつ駐車場の設置目的の範囲内で、施設の利用促進又はサービスの向上のために、独自に企画提案し、自己の責任と費用により自主事業を実施することができます。なお、実施に当たっては、事前に自主事業計画書及び自主事業収支計画書を提出のうえ、市と協議の上承認を得る必要があります。

ただし、清涼飲料水自動販売機の設置については、市が設置する予定ですので本自主事業からは除外とします。

なお、使用者へのサービスの対価を徴収する場合は、市場価格を参考に使用者にとって大きな負担にならないように配慮してください。

## 6 リスク分担

協定締結にあたり、指定管理者と市のリスク分担は、原則、別添のリスク分担表のとおりとします。

## 7 指定の期間（予定）

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

ただし、管理を継続することが適当でないと認めるときは、指定を取り消すことがあります。

## 8 応募資格

### （1）応募資格

駐車場指定管理者としての管理運営、経営、資産及び人的又は組織的能力について、安全性、安定性及び適格性を持ち、応募日現在において、次のすべての条件を満たすことのできる法人その他団体（以下、「法人等」という。）とします。個人での応募はできないものとします。なお、応募後においても、次のいずれかの条件を満たさなくなつた場合は、失格とすることがあります。

- ① 類似施設の管理運営実績を継続して3年以上有すること。
- ② 宗教活動及び政治活動を主たる目的としていること。
- ③ 経営及び資産状況等が次の各号のいずれかに該当していないこと。
  - ア 国税、都道府県税を滞納している法人等
  - イ 本市の市税（市に対して納税義務がある場合に限る。）を滞納している法人等
  - ウ 旧商法第381条第1項の規定による会社の整理の開始を命ぜられた法人等
  - エ 破産法第19条の規定により破産の申立てをしている法人等
  - オ 会社更生法第17条の規定により更生手続開始の申立てをしている法人等
  - カ 民事再生法第21条の規定により再生手続開始の申立てをしている法人等
- ④ 代表者、役員又はその使用人が刑法第96条の3又は第198条に違反する容疑があつたとして、現に、逮捕若しくは送検され、又は逮捕を経ないで公訴を提

起されていないこと。

- ⑤ 団体又はその代表者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第3条又は第8条第1項第1号に違反するとして、現に公正取引委員会又は関係機関により認定を受けていないこと。
- ⑥ 団体又はその代表者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に掲げる暴力団又はその構成員並びにそれらの利益となる活動を行うものでないこと。
- ⑦ 地方自治法施行令第167条の4第2項（同項を準用する場合を含む。）の規定により本市における一般競争入札等の参加を制限されている法人等でないこと。
- ⑧ 地方自治法第244条の2第11項の規定により本市又は他の地方公共団体から指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過していない法人等でないこと。
- ⑨ 次の各号に該当する者が役員となっていないこと。
  - ア 破産者で復権を得ない者
  - イ 法律行為を行う能力を有しない者
  - ウ 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
  - エ 本市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
  - オ 日本国憲法施行の日以降において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
  - カ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に掲げる暴力団等の構成員

## (2) 複数の事業者による応募

駐車場の管理業務を効率的かつ効果的に行うために必要な場合は、複数の事業者（以下「グループ」という。）が共同して応募することができるものとします。（ただし、上記の応募資格を有さない事業者は、グループの構成団体となれません。）

この場合においては、次に掲げる事項に留意するものとします。

- ① グループの構成団体を特定し、グループの名称及びグループ内で代表となる事業者を定めることとします。
- ② 単独で応募した事業者は、グループの構成団体として応募することができません。
- ③ 複数のグループにおいて、同時に構成団体となることはできません。
- ④ 代表団体及び構成団体の変更は、原則として認めません。ただし、構成団体については、業務遂行上支障がないと本市が判断した場合、変更を認めることができます。

## 9 選定対象外

次に該当する場合は、失格として選定の対象から除外します。

- (1) 応募書類に明らかな虚偽の記載があった場合
- (2) 応募に際して不正行為があった場合
- (3) 提出期限までに必要な書類を提出できなかった場合
- (4) 応募資格に反することが認められた場合
- (5) 本件に関し、同一の法人等が2件以上の応募を行った場合

## 10 施設利用料の取り扱い

施設の管理運営にあたっては、地方自治法第244条の2の規定に基づく「利用料金制度」を導入します。指定管理者は、利用者が支払う施設や設備の利用料金、実費徴収金や自らが企画、実施する自主事業等の収入を自らの収入として扱うことになりますので、適切な経理を行ってください。なお、利用料金による見込み額より上回る場合は、その収益の一部を市に納付する「納付金制度」を採用することとします。納付金の取扱いについては、本要項12(8)を参照してください。

また、利用料金制におけるインボイス対応については、指定管理者の登録番号により、指定管理者が発行することになりますので、指定管理者も適格請求書（インボイス）の発行事業者の登録（グループ応募の場合は全構成団体の登録）が必要となります。

## 11 利用料金

### ア 駐車場の利用料金

駐車場は、平成26年度より地方自治法第244条2第8項の規定に基づく利用料金制を採用しています。指定管理者は、使用者が支払う利用料金を指定管理者自らの収入とすることができます。なお、利用料金を自らの収入と出来ますが利用料金の回収リスクも指定管理者が負うことになります。

現在の駐車場利用料金は、【別添資料6】を参照してください。

なお、駐車券、定期駐車券、減免者等駐車場専用カード、駐車回数券等については、指定管理者が発行又は販売してください。【別添資料7】を参照してください。

指定管理者の工夫により、茨木市駐車場条例で規定する額を上限として利用料金の設定額（消費税等は内税）を使用種別（一時使用、定期使用等）に応じて【別紙様式5-4-3】においてご提案ください。利用料金の設定及び設定変更するには市長の承認を得て指定管理者が定めます。

提案を受けた利用料金を、本市が承認した場合には、令和7年3月31日までに本市が公告を行います。指定管理者においても使用者への周知を図るため、駐車場内に案内看板の設置等の広報活動により、指定管理者自らの負担で周知を徹底していただきます。この場合、指定管理者が施設内に設置した案内看板等は指定管理者に帰属しますが、設置にあたっては本市の承認が必要となりますので、設置時期等については、本市と協議してください。また、既設利用料等の案内看

板の料金表示を変更する場合は、本市承認の後、指定管理者の負担において行ってください。

イ 利用料金の減額又は免除

指定管理者は、「茨木市駐車場条例」及び「茨木市駐車場条例施行規則」の規定により利用料金を減額し、又は免除する措置を行いますが、市の補てんはありません。

ウ 前納分（前受金）の定期券、回数券及びプリペイドカード(以下「金券」という。)の取扱い

金券の収納時点と使用時点で指定管理者が異なる場合、金券の販売金額を前受けした旧指定管理者は、指定管理者の交代時に、販売金額から旧指定管理期間中に使用された金券の使用金額を控除した額を新指定管理者へ払い出すことで精算することとします。払い出しの金額、方法等の詳細については、指定管理者の交代時に、市及び新旧指定管理者で別途協議するものとします。

エ 利用料の還付

指定管理者は、「茨木市駐車場条例」及び「茨木市駐車場条例施行規則」の規定により還付しなければなりません。

## 12 指定管理業務に係る経費

(1) 会計年度

駐車場の管理運営に係る会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとします。

(2) 経費等に関する協議

指定の期間中の指定管理業務に要する経費並びに利用料金、実費徴収金及びその他の収入等については、選定時に指定管理者から提出された收支計画書に基づき、市と指定管理者との間で協議して決定します。

(3) 敷地等使用料（借地料）

駐車場の使用にあたり有償で借りている敷地等があります。その敷地等使用料については、指定管理者の負担とします。指定管理者は、本市が駐車場の土地所有者と締結している土地賃貸借契約の算定方式に基づく金額を、当該年度の4月末日までに本市に支払うものとします。なお、長期継続契約の更新に伴い、今後、金額に変更が生じる可能性がございます。過去の実績は、【別添資料1】を参照してください。

(4) JR駅前ビル駐車場及びJR駅前北自転車駐車場の維持管理費用について

指定管理者は、JR駅前ビル駐車場については、当該駐車場と一体構造である茨木駅前ビルの維持管理費用（管理費）を本市及び茨木駅前ビル管理組合と協議し、負担していただきます。【別添資料1】ただし、修繕積立金は、本市より茨木駅前ビル管理組合へ支払います。

また、指定管理者は、JR駅前北自転車駐車場について、本市及びJR駅前商店会と協議し、会費を負担していただきます。【別添資料1】

(5) 修繕料

1件当たり50万円以下の小規模修繕工事は指定管理者の負担とし、全28駐

車場で一会计年度に500万円を超えた場合は、市と指定管理者が協議します。繰越した場合は、余剰金とします。1件当たり50万円を超える大規模修繕工事の費用は、市と指定管理者が協議を行い、市が必要と認めるものについては市の負担とします。

修繕工事にあたっては、公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）を遵守し、毎年度終了後、1月以内に修繕実施内容について、報告してください。

#### (6) リース契約物件等の使用及び経費負担

指定管理者は自己の負担により、駐車場駐車管制システム装置等を新設するか、又は、既設のリース契約物件（駐車場駐車管制システム装置等）をリース借主としてリース会社との契約を引継いで使用するかは、応募時に提出する事業計画書【別紙様式5-4-4】の中で提示してください。また、既存機器等を引き継いで使用する場合も【別紙様式5-4-4】に基づき、機器等の更新計画を提案してください。機器の新設及び更新にあたっては、非接触式ICカード定期券を発券・利用できる仕様を計画・提案してください。また、駐車場への機械式機器の設置やキャッシュレス決済など、利用者サービスの向上に繋がる取組を推進します。

なお、指定管理者の負担により駐車場駐車管制システム装置等を新設する場合は、それにより生じる指定管理者の負うリース契約の違約金相当額及び撤去に係る費用を市に支払っていただきます。その際の新旧機器等の入替えの対応、スケジュールについては、別途調整事項とします。

そして、新設・既設に関わらず駐車場駐車管制システム装置等での管理運営については、駐車回数券・プリペイドカード、減免者等駐車場専用カードを募集する駐車場で共通使用できるものとしてください。ただし、既設の駐車場駐車管制システム装置等を継続使用する場合、新指定管理者が販売した駐車回数券・プリペイドカードが、市の公共施設等附帯駐車場で使用された際の相当額は市（担当課）からの請求により新指定管理者が補てんします。

また、市が販売した駐車回数券・プリペイドカードが、新指定管理者が管理運営する駐車場で使用された際の相当額は、新指定管理者からの請求により市が補てんします。

現在の指定管理者でリースしている機器は【別添資料9】を参照してください。新たに機器を撤去、設置する場合は、【別添資料9】に沿って、機器の詳細等も含め、応募時に提案していただきます。

なお、新紙幣の対応等で発生する機器の改造対応等に要する費用については指定管理者決定後に別途協議するものとし、提案段階で見込んでいただく必要はありません。

#### (7) 自主事業の実施に係る経費

自主事業の実施に係る経費は、当該事業から得られる収入により購うこととします。

指定管理者は、自主事業の参加者から参加費等を徴収することができますが、参加費等の額は市場価格を参考に、使用者にとって大きな負担とならないように

配慮してください。自主事業を行う場合の利用料の取扱い及び参加費等の考え方について【別紙様式5－4－5】に記載してください。ただし、実施に当たっては本市と協議の上承認が必要となりますので、内容によっては実施できない場合がありますのでご了承願います。

また、自主事業に係る経費は、他の経費と明確に区分して経理事務を行うこととします。応募の際には、自主事業については、「駐車場の管理運営に関する業務の積算内訳」には記入しないように注意してください。

#### (8) 管理運営経費及び市への納付金について

ア 指定管理者は、利用料金の収入により施設を管理運営していただきます。

応募時には、指定管理業務を行うために必要な一切の経費（敷地等使用料を含む。）をあらかじめ見込んだうえで、応募時に提出していただく収支予算書【別紙様式6】の中で、管理運営経費（租税公課経費、市への納付金等を含む）を提示していただきます。

消費税率については、指定期間中に係る諸経費は、10パーセントの統一税率で試算してください。

なお、消費税率の改定が行われた場合には、市が必要と認めたときに納付金等の増減に係る協議を行う場合があります。

ただし、今後、阪急茨木市駅周辺の駐車場再編に伴う整備等により収支状況等に影響が出ると想定される駐車場については、【別添資料10】及び【別添資料11】を参考に収支計画を作成してください。

イ 各年度の収支状況に関わらず、指定管理者から本市に基本納付金（年額）を納付していただきます。各年度の基本納付金の額については申請時に提案していただきます。納付金の金額については、市が設定する最低限度額（5年間の総額）未満で提案された事業者は失格とします。

〈最低限度額〉

5 9 2 , 4 9 8 , 6 3 1 円

なお、提案された納付金額については、指定管理者として指定された後に提案をもとに毎年度協議し年度協定を締結しますので、提案内容がそのまま承認されないことがあります。市への納付は、年度毎に協定書で定める日までにしていただきます。

ウ 実際の管理運営経費が、市に提示した想定の管理運営経費を上回った場合、その差額は指定管理者の負担となり、下回った場合の差額は、指定管理者の収益となります。

エ 指定管理者には、実際の利用料金等の収入が、応募時に提示した想定の収入を上回った場合は、利益の配分に関して、市への追加納付の割合を収支予算書【別紙様式6】の中で提示していただきます。また、実際の収入が想定の収入を下回った場合は、市は補てんしません。

なお、提案された納付の割合については、指定管理者として指定された後に提案をもとに毎年度協議し年度協定を締結しますので、提案内容がそのまま承

認められないことがあります。市への納付は、年度毎に協定書で定める日までにしていただきます。

才 施設の新設があった場合、本指定管理運営業務に新たに指定管理業務を追加する場合があります。指定管理運営施設の追加、廃止、一部廃止又は休止等があった場合は、協定変更することとします。

#### 過年度の納付金

年度	納付金
令和3年度	195,307千円
令和4年度	244,062千円
令和5年度	207,224千円

想定されるその他の支出の主な項目については、下記のとおりです。

職員賃金・通勤手当等人件費、講師謝礼等報償費、旅費、消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水費、修繕料、通信運搬費、手数料、委託料、利用者傷害保険料、備品費、電話料金・インターネット回線使用料、保守警備費等

#### (9) 指定管理料の清算

指定管理業務を市が示した水準どおりに確実に実施する中で、利用料金収入や事業収入の増加、経費の節減など指定管理者の経営努力により生み出された余剰金については、原則として清算による返還を求めません。

また、利用料収入の減少など、指定管理者の運営に起因する不足額が生じた場合は、原則として補填は行いません。

#### (10) 備品等の所有権

市が駐車場に設置する備品等については、市の所有とし、その使用及び保管に十分注意してください。

指定管理者が自ら購入・搬入した備品等については、指定管理者の所有とします。（購入・搬入する場合は事前に市と協議が必要です。）

### 13 申請の手続き及び提出書類

#### (1) 募集要項及び申請書類の配布期間

配布期間 令和6年8月1日（木）から8月15日（木）まで

配布方法 茨木市ホームページに掲載しますので、ダウンロードしてください。

#### (2) 現地見学会・説明会の開催

※応募予定の法人は、必ずご出席ください。

日 時 令和6年8月7日（水）午前10時から

場 所 茨木市駅前三丁目8番13号

茨木市役所本館 3階

第二会議室

内 容 施設見学及び申請及び要求水準書についての説明

申込方法 令和6年8月5日（月）までに、「指定管理者候補者公募説明会参

加申込フォーム（茨木市ホームページに掲載）」より申し込みください。参加者数は1団体あたり2名までとします。

(3) 質問期間（申請書類の書き方等簡易な質問を除く）

質問期間 令和6年8月7日（水）から令和6年8月15日（木）まで

※質問内容は、指定管理業務の内容についてです。

※質問については、応募資格を満たす法人に限り受け付けます。

※電話・来訪などによる口頭での質問は受け付けません。

質問方法 令和6年8月15日（木）までに、「指定管理者申請に関する質問フォーム（茨木市ホームページに掲載）」より、【様式9】の質問票を添付してください。

提出先 下記「21 問合せ先及び書類の提出先」へ提出してください。

回答方法 質問をとりまとめた後、交通政策課ホームページ内にて8月23日（金）を目途に公表します。

(4) 提出書類

申請にあたっては、以下の書類を提出していただきます。正本及び副本については、ファイルに綴じ、インデックスを作成する等、見やすく整理してください。なお、市が必要と認める場合は追加資料の提出を求めることがあります。

- ① 指定管理者指定申請書（様式1）
- ② 団体概要書兼類似施設事業実績書（様式2）
- ③ グループ構成書（様式3）
- ④ グループ協定書兼委任状（様式4）

※③及び④は、グループ応募の場合のみ提出してください。

- ⑤ 管理運営事業計画書（様式5）
  - ⑥ 収支予算書（様式6）
  - ⑦ 応募資格を満たす旨の誓約書（様式7）
  - ⑧ 定款、規約又はこれらに準ずるもの
  - ⑨ 法人の登記事項証明書（法人登記のないものにあっては、業務内容、役員構成及び資本の構成を記載した書類）
  - ⑩ 国税・地方税納税証明書（「納税証明書その3の3」など未納額がないことの証明書）
  - ⑪ 市税の納税確認同意書（様式8）
  - ⑫ 貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書、株主資本等変動計算書、監査報告（申請日直近の過去2期分）など、法人の事業及び経営の状況を明らかにするもの。
  - ⑬ 障害者雇用率（障害者雇用状況報告書の写し）
- ※グループ応募の場合、①はグループとして作成してください。
- ※グループ応募の場合、②及び⑧～⑬は、構成団体ごとに提出してください。
- ※申請者の発行済株式の50%超を保有する親会社（株式会社に限る。）がいる場合、⑧⑨は親会社の書類についても提出してください。また、⑫は親会社の連

結ベースの書類についても提出してください。

※申請者が、他の会社の発行済株式の50%超を保有している親会社（株式会社に限る）である場合、⑫については、申請者単独のものに加えて、子会社等との連結ベースの書類も提出してください。

※提出された書類は理由のいかんを問わず返却いたしません。また、提出後に書類を修正することはできません。（ただし、字句の修正など市が認める軽微なものと除く。）

※各提出書類はA4版を原則とします。A4版以外の規格を使用した場合は、A4版に折り込んでください。

#### (5) 提出方法

申請書類は、次の提出期間内、提出場所に提出してください。郵送での提出の場合は、一般書留、簡易書留、特定記録郵便のいずれかで期限内必着とします。

##### ① 提出期間・部数

ア 本要項13(4)①～④、⑦～⑬

提出期間：令和6年8月7日（水）～8月30日（金）

部数：正本1部、副本2部、データー式

イ 本要項13(4)⑤⑥

提出期間：令和6年8月9日（金）～9月11日（水）

部数：8部、データー式

（いずれも、土日・祝日を除く）

##### ② 提出時間 午前9時から午後5時まで

##### ③ 提出場所 茨木市建設部交通政策課窓口

### 14 選定方法

#### (1) 資格審査

指定管理者指定申請書の提出後に応募資格要件について、予め書類審査を行います。書類審査の結果、応募資格がない場合には、指定管理者候補選定委員会には上程いたしません。

#### (2) 指定管理者候補者選定委員会

指定管理者候補者の選定は、茨木市指定管理者候補者選定委員会（外部有識者で構成）で選定します。選定は、提出書類及びプレゼンテーションに基づく採点方式とし、各委員の合計点数が最も高い団体を指定管理者候補者、次に合計点数が高い団体を次点者として選定します。

#### (3) プrezenteーション及び質疑応答の実施

プレゼンテーションについては、動画により実施しますので、事前に動画を作成し、市に提出していただきます。内容については、原則、事業計画書（本要項13(4)⑤）に沿ったものとし、説明時間や提出期限については、資格審査（または事前審査）後別途通知します。

質疑応答については、指定管理者候補者選定委員会（9月下旬以降開催予定）

において、実施します。

(4) その他

- ① 市が必要と認めた場合は、追加書類の提出を求め、又は応募者に対するヒアリングを実施することがあります。
- ② 各委員による評価の総合計点数が満点の60%に達する団体がない場合は、指定管理者候補者として適格者なしとする場合があります。
- ③ 一部の評価項目については、最低基準を設けており、委員の過半数が「非常に劣る」と判断した場合は、他項目の点数によらず、失格とします。
- ④ 納付金の金額について、市が設定する最低限度額(5年間の総額)未満で提案された事業者は失格とします。

## 15 選定基準及び選定結果の通知

### (1) 選定基準

指定管理者候補者は、本市が定める選定基準を基本として、公平かつ適正に審査し、選定します。

選定基準	評価項目	配点	
1. 管理運営の基本方針と意欲 施設の設置目的や市の施策等を十分に理解し、適切な基本方針をもって、施設の効用を最大限発揮する意欲があるか。	【1-1】管理運営の基本方針	4	2
	【1-2】管理運営を行う意欲		2
2. 管理運営を行う能力 事業計画を確実かつ安定的に実施するに足りる経理的基礎その他の経営に関する能力を有しているか。	【2-1】経営状況、財務規模	8	6
	【2-2】類似施設・事業の管理運営・実施実績		2
3. 施設の管理運営の考え方と方策 個人情報保護や人権尊重の基本的な視点を踏まえつつ、効果的かつ効率的に施設を管理運営できるか。	【3-1】従事者の雇用、労働者福祉の考え方	26	2
	【3-2】人員配置		2
	【3-3】人材育成の考え方		2
	【3-4】設備の維持管理及び清掃・衛星管理について		12
	【3-5】緊急時対策、安全管理		2
	【3-6】環境への配慮に関する考え方		2
	【3-7】個人情報の保護及び情報公開		2
	【3-8】人権尊重への配慮に関する考え方		2
4. サービス向上の考え方と方策 利用者のニーズを把握し、質の高いサービスを提供することで、施設の効用を最大限に発揮することができるか。	【4-1】利用者ニーズや苦情の把握と対応について	26	8
	【4-2】利用促進・サービス向上及び経費削減等効率化の方策		8

	【4-3】各指定管理事業の具体的な方策		2
	【4-4】自主事業の実施計画		8
5. 収支計画  提案された収支計画は、適切な見積もりにより算出された実現可能性のあるものであり、かつ管理運営コストの縮減を図ることができるものか。	【5-1】納付金の見積もり額	36	36
	【5-2】収支計画		有 ・ 無
合計		100	

## (2) 選定結果の通知

選定結果の通知は、全ての応募者に文書で通知します。また、市のホームページ等においても、全ての応募団体の名称、総得点、項目別得点及び指定管理者候補者に選定された団体の選定理由等を公表します。選定された団体については、提出された事業計画書等を、法人の経営状況に係る情報を除き、公表します。なお、事業計画書は、全て公表が原則ですが、団体独自の技術やノウハウ等を公にすることにより、事業活動等が損なわれる可能性がある場合は、その部分を除いた事業計画書の公表も可とします。（市の承認が必要）

## 16 指定管理者の指定

指定管理者候補者として選定されたものは、議会の議決（令和6年12月予定）を経て、指定管理者として指定します。なお、指定管理者候補者が指定管理者として管理運営を行うことが困難となる事情が生じた場合は、原則として、市は次点者と協議を行い、当該次点者を指定管理者候補者とします。

なお、議決が得られなかった場合において、候補者が本件に支出した費用について、市は補償しません。

議決を得て、指定管理者として選定された団体には、指定通知書をもってこの旨を通知します。

## 17 選定スケジュール（予定）

令和6年8月1日 指定管理者候補者募集要項の配布開始

令和6年8月7日 現地見学会・説明会の実施（午前10時から）

申請書受付開始

質問受付開始

※募集に関するスケジュール等の簡易な質問については隨時受け付けしますが、詳細な質問については質問票にて文書受付し、後日回答します。

令和6年8月15日 要項配布終了

質問受付終了

令和6年8月23日	質問回答（市ホームページにて回答掲載）
令和6年8月30日	申請書受付終了（本要項13(5)①ア）
令和6年9月11日	申請書受付終了（本要項13(5)①イ）
令和6年9月下旬頃	指定管理者候補者選定委員会において審査、選定 応募者へ結果を通知
令和6年12月～	市議会に指定に関する議案上程 可決後、3月までに協定書締結
令和7年2～3月	現指定管理者（新規導入施設については市）との引継ぎ
令和7年4月1日	新指定管理者による管理の開始

## 18 協定の締結

指定管理者は、次の事項について、市と管理運営協定を締結します。

- (1) 事業計画に関する事項
- (2) 管理運営経費の額及び支払い方法に関する事項
- (3) 事業報告に関する事項
- (4) 指定の取消し及び管理運営業務の停止に関する事項
- (5) 管理運営業務に関し知り得た個人情報の保護に関する事項
- (6) 管理運営業務に関し取得した文書の取扱に関する事項
- (7) 駐車場内の物品の所有権の帰属に関する事項
- (8) 管理運営に起因する事故等の賠償責任及び求償に関する事項
- (9) 災害時における市への協力義務等に関する事項
- (10) その他市長が必要と認める事項

## 19 その他

- (1) 応募に関して支出した費用や提供したノウハウの対価等については、補填その他一切支払い等はいたしません。
- (2) 提出された書類等は、茨木市情報公開条例に規定する公文書に該当し、本市の公文書の公開請求の対象となります。また、提出された指定管理に係る事業計画書を当該条例に基づき公開することができます。
- (3) 団体の提出する書類の著作権はそれぞれの作成団体に帰属します。なお、本件において公表する場合は、市は団体の提出書類の全部または一部を無償使用できるものとします。
- (4) 書類提出後に応募を辞退する場合は、辞退届（様式は任意）を提出してください。
- (5) 応募1団体につき、提案は1件のみとします。
- (6) 応募者は選定委員に対し、本件応募についての接触を禁じます。接触の事実が認められた場合は失格となることがあります。
- (7) 指定期間終了もしくは指定取消しにより、次の指定管理者に管理運営業務を引き継ぐ際は、円滑な引継に協力するとともに、必要なデータ等について提供していただきます。
- (8) 指定管理者が正当な理由なくして協定の締結に応じない場合は、指定管理者の

指定を取り消すことがあります。また、協定の締結までに事業の履行が確実でないと認められるとき又は著しく社会的信用を損なう等により指定管理者としてふさわしくないと認められるときは、指定管理者の指定を取り消し、協定を締結しないことがあります。これらの場合、指定管理者の指定を取り消されたものは、本市に生じた損害を賠償しなければなりません。

- (9) 市又は教育委員会が主催、共催、協賛、後援その他の形態で該当施設を使用する場合は、協力していただきます。
- (10) 茨木市避難所運営マニュアルで指定避難所等に位置付けられている施設の指定管理者は、災害時には、市の指示及び茨木市避難所運営マニュアルに従い、避難所の開設及び運営の支援をするものとし、指定避難所等に位置づけられていない施設の指定管理者は、市の指示に従い、市に協力するものとする。
- (11) 茨木市駐車場の管理運営業務に当たり、指定管理者が法人市民税等の納税義務を負う場合があります。
- (12) 提案された内容については、市と協議のうえ、市の承認を前提として、必ず実施していただきます。
- (13) 指定管理者の責めに帰すべき事由により、本市又は第三者に損害を与えた場合には、指定管理者がその損害を賠償することとします。  
また、駐車場において事故が発生した場合に備えて、指定管理者はあらかじめ事故対応マニュアルを定めるとともに、事故発生時には直ちにその旨を本市に報告することとします。
- (14) 損害賠償等保険への加入について、事業運営に当たっては、使用者等に損害を与えた場合の第三者責任の履行、本業務における事業者への損害賠償責任の履行に備え、使用者への損害保険、施設賠償責任保険（指定管理者特約条項付、指定管理者を記名被保険者、本市を追加被保険者、使用者等を保険金請求権者とする。）、動産保険等、指定管理者として必要とされる保険へ、指定管理者の費用負担により必ず加入してください。協定締結後、保険証書（写し。）を提出していただきます。
- (15) 本市駐車場の管理運営にかかる従業員は、使用者に關係従業員と分かるよう、制服及び名札を着用してください。
- (16) 駐車場の管理運営で必要な「定期駐車申込書」、「定期駐車券」、「一時駐車券」等の様式は、市と協議のうえ作成してください。
- (17) 指定管理者は、個人情報の保護に関する法律及び茨木市個人情報保護条例に基づき、管理業務を行うに当たって保有することとなる個人情報の保護について、万全な措置を講じることとします。業務の一部を委託する場合も同様とします。  
また、指定管理者は個人情報の保護に関して、駐車場従事者を研修等に参加させるとともに、必要な研修を実施することとします。
- (18) 地方自治法第24条の2第7項の規定により、指定管理者は、各事業年度終了後、1ヶ月以内に、管理運営事業の実施状況及び収支状況等を記載した事業報告書を記載した事業報告書を提出することとします。

## 21 問合せ先及び書類の提出先

- (1) 住 所 〒567-8505 茨木市駅前三丁目 8 番13号
- (2) 担当部課名 建設部交通政策課（南館 4 階）
- (3) 電話番号 0 7 2 – 6 4 7 – 2 9 1 6
- (4) メールアドレス kotsuseisaku@city.ibaraki.lg.jp

### <別添資料>

- ・管理施設一覧
- ・茨木市駐車場平面図、見取り図
- ・備品・物品等一覧
- ・要求水準書
- ・茨木市駐車場条例・同施行規則
- ・施設の管理に関する参考情報  
利用状況、収支状況、管理内容、保険内容、契約内容等

別表 リスク分担表

種類	リスクの内容	負担者	
		市	指定管理者
応募費用	指定管理者募集への応募費用に関するもの		○
金利の変動	金利の変動に伴う経費の増		○
物価の変動	物価の変動に伴う経費の増		○
資金調達	市から指定管理者への経費の支払い遅延によるもの	○	
	上記以外のもの		○
市場環境の変化	利用者の減少、競合施設の増加、需要見込みの誤り、その他事由による経営不振		○
法制度の変更等	法制度・許認可の新設・変更に関するもの（指定管理業務に影響を及ぼすもの）	○	
	法制度・許認可の新設・変更に関するもの（上記及び他の項目に記載されている以外のもの）		○
許認可の遅延	許認可の遅延に関するもの（市が取得するもの）	○	
	許認可の遅延に関するもの（上記以外のもの）		○
税制度の変更	法人税等指定管理者の利益に関するもの		○
	消費税に関するもの	○	
	上記以外のもの	○	○
書類の誤り	事業計画書等指定管理者が提案した内容の誤りによるもの		○
	仕様書、募集要項等市が責任を持つ書類の誤りによるもの	○	
政治、行政的理由による指定管理業務の変更	政治、行政的理由から、指定管理業務の継続に支障が生じた場合又は指定管理業務の内容変更が生じた場合の経費及びその後の維持管理経費における当該事情による経費の増	○	
指定管理業務の遅延・中断・中止	指定管理者の責めによるもの（指定管理者の破綻含む。）		○
	市の責めによるもの	○	
	上記以外のもの	○	○
周辺地域・住民及び施設利用者への対応	地域との協調		○
	施設の管理に対する住民及び施設利用者からの反対、苦情、要望への対応		○
	上記以外のもの	○	
施設・設備・備品等の維持補修	指定管理者の発意により行うもの		○
	市の発意により行うもの	○	
	経年劣化によるもの（極めて小規模なもの）		○
	経年劣化によるもの（上記以外のもの）	○	
	法令改正により必要となった施設等の維持補修（施設利用	○	

	者の生命身体の安全確保を目的として施設等の改修が必要となった場合)		
施設・設備・備品等の損害	指定管理者の故意又は過失によるもの	<input type="radio"/>	○
	第三者の行為から生じたもので相手方が特定できないもの	<input checked="" type="radio"/>	○
	天災その他不可抗力によるもの	<input checked="" type="radio"/>	○
第三者への賠償	指定管理者としての注意義務を怠ったことにより損害を与えた場合		○
	上記以外の理由により損害を与えた場合	<input checked="" type="radio"/>	
警備業務、セキュリティ	指定管理者の警備業務の不備による事故、盗難、火災、情報漏洩等による損害に関するもの		○
引継ぎ、撤収コスト	指定管理業務の引継ぎ及び指定管理者の撤収に要するコスト		○

※ その他、上記以外の問題が生じたときは、協議事項とする。

※ 協議事項については、事案ごとの原因により判断するが、第一次責任は指定管理者が有するものとする。

様式 1

令和 年 月 日

茨木市駐車場指定管理者指定申請書

(申請先) 茨木市長

所在地	
名 称	
代表者氏名	印
電話番号	

※氏名(代表者の氏名)が自筆の場合は、押印不要です。

茨木市駐車場の指定管理者の指定を受けたいので、下記の書類を添えて申請します。

記

1 添付書類

(例)

- (1) 団体概要書兼類似施設事業実績書(様式2)
- (2) グループ構成書(様式3)
- (3) グループ協定書兼委任状(様式4)
- (4) 事業計画書(様式5)
- (5) 収支予算書(様式6)
- (6) 応募資格を満たす旨の誓約書(様式7)
- (7) 規約・定款
- (8) 法人の登記事項証明書
- (9) 国税・地方税納税証明書
- (10) 市税の納税確認同意書(様式8)
- (11) 貸借対照表、損益計算書、監査報告など、法人の事業及び経営の状況を明らかにするもの。

## 様式 2

## 〈公募の場合〉 団体概要書兼類似施設事業実績書

令和 年 月 日現在

団体名 フリガナ			
代表者名 役職 氏名		設立年月日	年 月 日
団体所在地	〒	職員数 (団体構成人数)	
経営理念 (沿革)			
業務内容			
類似施設における事業実績			
類似施設事業名	内 容		実績年数
応募に関する担当者および連絡先			
所属部署名			
フリガナ 担当者名			
電話番号			
FAX 番号			
E-mail			

## 様式 3

## グループ構成書

令和 年 月 日

代表団体	フリガナ 団体名	
	フリガナ 代表者役職・氏名	
	団体所在地	
	当該施設の管理運営業務のうち、主に担当する業務	
構成団体	フリガナ 団体名	
	フリガナ 代表者役職・氏名	
	団体所在地	
	当該施設の管理運営業務のうち、主に担当する業務	
構成団体	フリガナ 団体名	
	フリガナ 代表者役職・氏名	
	団体所在地	
	当該施設の管理運営業務のうち、主に担当する業務	
構成団体	フリガナ 団体名	
	フリガナ 代表者役職・氏名	
	団体所在地	
	当該施設の管理運営業務のうち、主に担当する業務	

様式 4

グループ協定書兼委任状

令和 年 月 日

(申請先) 茨木市長

グループ名

代表団体 所在地

団体名

代表者名

印

※氏名(代表者の氏名)が自署の場合は、押印不要です。

件 名	茨木市駐車場指定管理者
-----	-------------

上記件名の公募に参加するため、募集要項に基づき、グループを結成し、茨木市との間における下記事項に関する権限を代表団体に委任して申請します。

なお、当該件名の指定管理者に指定された場合は、代表団体及び各構成団体は指定管理者としての業務の遂行及び業務の遂行に伴い当グループが負担する債務の履行に関し、連帶して責任を負います。

グループの 名 称	
グループの 代表団体 (受注者)	<代表団体> 所在地 団体名 代表者名 印 ※氏名(代表者の氏名)が自署の場合は、押印不要です。
グループの 事務所所在地	
グループの 構成団体 (委任者)	<構成団体> 所在地 団体名 代表者名 印 ※氏名(代表者の氏名)が自署の場合は、押印不要です。 <構成団体> 所在地 団体名 代表者名 印 ※氏名(代表者の氏名)が自署の場合は、押印不要です。
グループの成 立、解散の時 期及び委任期 間	令和 年 月 日から当該指定管理者の指定終了後3か月を経過する日まで。ただし、当グループが上記件名の指定管理者とならなかった場合はただちに解散します。また、当グループの代表団体及び構成団体の変更については、事前に市の承認がなければこれを行うことができないものとします。
委任事項	1 指定管理者の指定の申請に関する件 2 協定書締結に関する件 3 経費の請求受領に関する件 4 契約に関する件

#### 様式 4

その他	<ol style="list-style-type: none"><li>1 本協定書に基づく権利義務は他人に譲渡することはできません。</li><li>2 この協定書に定めのない事項については、代表団体及び構成団体全員により協議することとします。</li></ol>
-----	---

(備考) グループを結成して応募する場合はこの様式を提出してください。また、グループの構成員の数が3者を上回る場合は、この様式に準じて様式を作成してください。

令和 年 月 日

## 茨木市駐車場 管理運営事業計画書

○事業計画書の枠、文字サイズ、行間は必要に応じて、変更しても構いませんが、ページ数は1設問に対して1ページ以内、トータルで15ページ以内に収めてください。

○写真等、補足事項については、別紙参照とし、こちらの事業計画書には要点を絞り、記載してください。

○当事業計画書に記載された内容は、原則として仕様書に規定されたものとみなします。

(指定後に、市との協議により実施を取りやめることになる場合は、その限りではありません。)

○選定された場合、当事業計画書は、法人の経営状況に係る情報を除き、公表します。

### 1. 管理運営の基本方針と意欲

#### 【1-1】管理運営の基本方針

施設の性格、設置目的、業務内容、市の施策を踏まえ、管理運営業務を行っていく総合的な方針について記載してください。

#### 【1-2】管理運営を行う意欲

指定管理者に応募する動機、施設の効用を最大限に發揮させる意欲について記載してください。

### 2. 管理運営を行う能力

#### 【2-1】経営状況、財務規模

募集要項に記載の、貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書により、財務分析を行うため、記載は不要です。

#### 【2-2】類似施設・事業の管理運営・実施実績

類似施設または事業名	事業内容	実施場所(住所)	実績年数

※類似施設・事業に該当するのは、自転車駐車場管理運営事業、自動車駐車場管理運営事業です。

記載に関しての注意事項(下記項目の数字を優先順位として事業を整理したうえでご記入ください。)

①直近3年以上の実績を有する事業のみを記載すること。

②自動車駐車場管理運営事業、自転車駐車場管理運営事業について両方の事業実績がある場合は、各事業について最低1事業ずつ記載すること。

③国または地方公共団体からの指定または委託を受けて実施した事業を優先して記載すること。

④実績年数が長い順に記載すること。

### 3. 施設管理運営の考え方と方策

【3-1】従事者の雇用及び労働者福祉の考え方		どちらかに○をつけてください			
(1) 現行職員のうち、意欲がある者については、継続雇用をする考えはありますか。		はい		いいえ	
(2) 就職困難者(障害者、一人親家庭の父母、障害者、高齢者、失業者等)の雇用について以下のとおり回答してください。					
①【障害者の雇用について】		どちらかに○をつけてください			
ア 障害者雇用促進法が定める、障害者の法定雇用率について、対象事業主ですか。		はい		いいえ	
イー1 【障害者の雇用義務がある事業者】 障害者雇用率について、法定雇用率は達成していますか。 ※ハローワークへの報告書の控えを提出してください。		はい		いいえ	
イー2 【障害者の雇用義務がない事業者】 障害者を雇用していますか。(パートタイム等の短時間労働も可とする)		はい		いいえ	
(2)「市内在住者の雇用」及び「障害者を除く就職困難者(一人親家庭の父母、高齢者、失業者等)の雇用」に対する具体的な考え方や提案を記載してください。					
実績がある場合は、この1年間の雇用人数や雇用職種等の実績を、下記に記載してください。					
雇用人数		主な雇用職種		主な就職困難事由	
(3) 労働福祉の考え方 別添「労働福祉の考え方チェックシート」参照。					

【3-2】人員配置	
(1) 配置する予定の人員の数、勤務体制、保有資格者等について、記載してください。(必要に応じて、図や表を挿入すること。)	
(2) 人員を安定的に配置するための、募集や採用方法について記載してください。	

【3-3】人材育成の考え方	
指定後の研修実施予定について、研修名、研修内容、対象者等を、具体的に記載してください。	
※自社主催の社内研修以外の、外部での研修への参加も評価対象としますので、必ず記入してください。	

#### 【3-4】設備の維持管理及び清掃・衛生管理の考え方

(1) 「施設設備の維持管理」及び「清掃や衛生管理」について具体的な取組内容について記載してください。

※仕様書で定める取り組みに加えて、別の取組を実施する場合は、両者の違いが明確となるように記載してください。

(2) 第三者への委託内容及び、業者の選考方法について記載してください。（第三者への委託を実施しない場合は、直営での運営が可能な理由を記載してください。）

※仕様書に記載のとおり、個々の業務は、市の承認を得ることで、委託が可能です。

#### 【3-5】緊急時対策、安全管理

緊急時の対応マニュアルの整備状況や、災害等緊急時の訓練、連絡網の整備、防災・防犯のための点検体制、職員への意識の徹底などについて、記載してください。

※整備している場合、該当マニュアルや連絡網を提出してください。

#### 【3-6】環境への配慮に関する考え方

環境への配慮についての方針、目標値、調達への配慮、職員研修、利用者に対する環境への配慮の促進などについて、記載してください。

#### 【3-7】個人情報の保護及び情報公開

自団体や運営する類似施設において、個人情報取扱、情報公開に関するマニュアル等の整備状況や、職員研修、個人情報の管理方法

書類の保管場所や、データ管理のセキュリティ対策等）について、記載してください。

※整備している場合、該当マニュアルを提出してください。

#### 【3-8】人権尊重への配慮に関する考え方

団体における人権尊重の考え方について示す指針等(人権に関する考え方を部分的に掲載しているものでも可)の整備状況や、当該指定管理施設における、人権尊重に関する考え方、職員研修、職員への周知方法などについて記載してください。  
※整備している場合、該当する指針等を提出してください。

### 4 サービス向上の考え方と方策

#### 【4-1】休日、開業時間【記載不要】

(1) 予定している開館日・開館時間を記載してください。

※ この項目は記載いただく必要はありません。

開館日

開館時間

(2) 休日、開業時間の設定の考え方を記載してください。

#### 【4-2】利用者ニーズや苦情の把握と対応について

(1) アンケート・その他ニーズを把握する取組を実施する場合は、その内容（対象者、項目、時期、回数等）について記載してください。

(2) 苦情対応マニュアルの整備状況や、意見やアンケート結果を踏まえた対応についての考え方を記載してください。

※整備している場合、該当するマニュアル等を提出してください。

【4-3】利用促進・サービス向上及び経費削減等効率化の方策

(承認制利用料金を採用している場合)

(1) 予定している利用料金の額について、別紙に記載してください。

(2) 利用料金の設定に関する考え方を記載してください。

(3) 利用者数（稼働率）目標値を記入してください。（目標設定する指標は、各施設所管課が定めます。）

指標	年度 令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
自転車利用台数					
原付・自動二輪 利用台数					
自動車利用台数					

(4) 利用促進のための広報活動及び広報活動以外の取組について、上記の見込み数も踏まえて、具体的に記載すること。

(5) 上記の他、利用者満足度を高めるためのサービス向上・経費節減等効率化の方策があれば記載して下さい。

【4-4】駐車場におけるリース機器の取り扱いについて

駐車場におけるリース機器について「新設」または「既存契約引き継ぐ」のどちらを希望するか明らかにした上で次の事項についてご提案ください。

※「新設」の場合は新規機器に関しての詳細をご提案ください。

※「既存契約引き継ぐ」場合は今後の機器更新に関する具体的な方策をご提案ください。

※具体的な更新時期、金額等は様式5-4-4に記載してください。

## 【4-5】自主事業の実施計画

(1) 自主事業の具体的な内容を記載してください。

1	事業名		参 加 費	
	実施時期		実施年度	
	対象者		対象人数	
	目的と概要			
2	事業名		参 加 費	
	実施時期		実施年度	
	対象者		対象人数	
	目的と概要			
3	事業名		参 加 費	
	実施時期		実施年度	
	対象者		対象人数	
	目的と概要			
4	事業名		参 加 費	
	実施時期		実施年度	
	対象者		対象人数	
	目的と概要			
5	事業名		参 加 費	
	実施時期		実施年度	
	対象者		対象人数	
	目的と概要			
6	事業名		参 加 費	
	実施時期		実施年度	
	対象者		対象人数	
	目的と概要			

※ 適宜事業番号及び表を追加してください。

※ 指定後に上記の事業を実施する場合は、事前に市の承認が必要です。

## 5. 収支計画

【5-1】指定管理料の見積もり額
【5-2】収支計画

機器の交換時期(案)

NO	物件名称	シリーズ 仕様	稼動開始日	稼動月数 2024/5/31時 点	対象機器	交換 ・新紙幣対応 2024年(予定)	令和7年度 (2025年) リース料 円/年	令和8年度 (2026年) リース料 円/年	令和9年度 (2027年) リース料 円/年	令和10年度 (2028年) リース料 円/年	令和11年度 (2029年) リース料 円/年	令和12年度 (2030年) リース料 円/年	令和13年度 (2031年) リース料 円/年	令和14年度 (2032年) リース料 円/年	令和15年度 (2033年) リース料 円/年	令和16年度 (2034年) リース料 円/年	備考
1	JR駅前ビル駐車場	GT	2021/2/1	3年4ヶ月	精算機 発券機	2030	2024										
2	西駅前町自転車駐車場	GT 定期	2021/1/1	3年5ヶ月	定期発券機①	2030	2024										
					精算機		2024										
					発券機①		—										
					発券機②		—										
					発券機③		—										
					回収機①		—										
3	松ヶ本町自転車駐車場	GT 定期	2023/1/1	1年5ヶ月	精算機	2032	2024										
					発券機		—										
					回収機		—										
					入口定期リーダ		—										
					出口定期リーダ		—										
					定期発券機		2024										
4	JR茨木西口駐車場	GT	2020/10/1	3年8ヶ月	精算機	2030	2024										
					発券機①		—										
					発券機②		—										
					回収機①		—										
					回収機②		—										
					精算機		2024										
5	春日自転車駐車場	GT 定期	2022/1/1	2年5ヶ月	発券機	2031	—										
					回収機		—										
					入口定期リーダ		—										
					出口定期リーダ		—										
					定期発券機		2024										
					精算機		2024										
6	JR茨木北駐車場(自動車)	GT	2023/10/1	8ヶ月	発券機	2033	—										
					精算機		2024										
7	JR茨木北駐車場(自転車)	GT	2024/1/1	5ヶ月	精算機	2033	—										
					発券機		—										
8	JR茨木駅東口自転車駐車場	定期	2021/4/1	3年2ヶ月	定期発券機	2031	2024										
					入口定期リーダ		—										
9	JR茨木南自転車駐車場	GT	2021/4/1	3年2ヶ月	出口定期リーダ	2031	—										
					精算機		2024										
					発券機		—										
					回収機		—										
					定期発券機		2024										
					定期リーダ①		—										
10	南茨木駅前第2自転車駐車場	GT 定期	2021/2/1	3年4ヶ月	定期リーダ②	2030	—										
					出口定期リーダ①		—										
					出口定期リーダ②		—										
					精算機		2024										
					発券機①		—										
					発券機②		—										
11	南茨木駅前第3自転車駐車場	GT	2022/3/1	2年3ヶ月	回収機①	2031	—										
					回収機②		—										
					定期発券機		2024										
					定期リーダ①		—										
					定期リーダ②		—										
					出口定期リーダ①		—										
12	南茨木駅北自転車駐車場	GT 定期	2022/4/1	2年2ヶ月	出口定期リーダ②	2031	—										
					精算機		2024			</							

機器の交換時期(案)

※過去に発行された回数券等が使用できるこ

※過去に発行された回数券等が使用すること。  
※稼動年数が10年以上経過した機器は、指定期間中に必ず交換を行うものとします。

※市が予定する交換時期に合わせず交換時期を設定することは認めます。しかし、市が予定する交換時期よりも遅く交換する場合、

市予定期間から提案時間の故障等による費用負担は提案者の責任とし

※機器の交換にあたり、24時間制の料金体系に対応できる機器を導入すること。

※リース期間が次期の指定管理期間にまたがる場合は、契約解除に係る違約金等は、目

※定期券機の更新時には、定期カードを非接触カード

※定期券発券機の更新時には、  
※機器の交換の際は新紙幣又

本機器の交換の際は新紙幣対応の機器を導入すること。  
決定した業者と協議します。

※機器の交換の際はキャッシュ

本機器の交換の際はヤマソノレレス対応の機器を導入検討し、  
決定した業者と協議します。

## 自転車精算ゲートの交換時期(案)

※令和7年度(2025年度)に交換を予定しているものは、必ず実施してください。

※稼動年数が10年以上経過した機器は、指定期間中に必ず交換を行うものとします。

※市が予定する交換時期に合わせず交換時期を設定することは認めます。しかし、市が予定する交換時期よりも遅く交換する場合、

市が定める決済期日迄に支拂ふべき費用の負担は、申請者の責任とする。納付金の減額等の一切の補填は行いません。

※定期間から従来定期的取扱障害による貯金の責任とし、納付金の減額等の一切の補填は行い、より機器の交換にあたり 24 時間制限の料金体系に対応できる機器を導入すること。

※機器の交換にあたり、24時間制の料金体系に対応できる機器を導入すること。

## 労働福祉の考え方 チェックシート

※事業計画書とともに提出してください。

項目	確認内容	チェック欄 (○をつけてください)		
		はい	いいえ	対象外
労働条件の明示	労働者を雇い入れる際、賃金・労働時間等の労働条件を明記した書面を交付している。【労働基準法（昭和22年法律第49号）第15条】			
就業規則	就業規則を作成し、労働基準監督署に届出し、また、事業所に備え付ける等の措置により労働者に周知している。※常時10人以上雇用している場合【労働基準法第89条、90条、106条】			
時間外・休日労働	時間外・休日労働させる場合、あらかじめ労使で書面による協定（36協定）を締結し、労働基準監督署に届出している。【労働基準法第36条】			
	法定労働時間を超えた場合、所定の割増賃金を支払っている。【労働基準法第37条】			
賃金	賃金は労働者へ直接、全額を通貨で毎月1回以上、一定期日を定めて支払っている。【労働基準法第24条】			
	最低賃金額以上の時間給を支払っている。【最低賃金法（昭和34年法律第137号）第4条】			
労働時間	所定労働時間を適正に定めている。また、労働日ごとの労働時間を適正に把握し、記録している。【労働基準法第32条、労働時間の適正な把握のために使用者が講すべき措置に関する基準（平成13年基発第339号）】			
	休日・休暇の付与及び管理を適正に行っている。【労働基準法第35条、39条】			
社会保険等	雇用保険・労災保険への加入手続が適正に行っている。【雇用保険法（昭和49年法律第106号）第7条、労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）第4条の2、第15条、第19条】			
	健康保険と厚生年金保険の手続を適正に行っている。※対象事業所のみ【健康保険法（大正11年法律第70号）第3条、35条、48条 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第6条、9条、13条、27条】			
安全衛生関係	雇い入れの際及び1年以内ごとに1回、定期的に健康診断を実施している。【労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第66条、労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）第43条】			
	産業医・衛生管理者（該当業種の場合は安全管理者も）を選任し、労働基準監督署に報告している。※常時50人以上雇用している場合【労働安全衛生法第11条、12条、13条】			
法定帳簿等の整備	労働者名簿、賃金台帳を作成し、保存している。【労働基準法第107条、108条、109条】			

労働関係法上の遵守状況について、上記のとおり申し出ます。

令和〇年〇月〇日 株式会社〇〇 代表者 〇〇 〇〇 印

※氏名（代表者の氏名）が自署の場合は、押印不要です。

様式6

収支予算書 令和7年度～令和11年度

収入の部

(単位:千円)

指定管理業務(A)						
項目	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	積算内訳
利用料金収入						
その他						
小計						

自主事業(B)						
項目	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	積算内訳
自主事業収入						
収入合計						

支出の部

(単位:千円)

指定管理業務(a)						
項目	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	積算内訳
市への納付金						追加納付割合は【〇%】とする
人件費						
職員賃金、旅費等						
事業費						
研修講師謝礼、会場使用料、消耗品費、燃料費、印刷製本費、高熱水費、修繕料、通信運搬費、手数料、保険料、備品費等						
小計						

自主事業(b)						
項目	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	積算内訳
〇〇事業費 等						
小計						
支出合計						

収支

(単位:千円)

項目	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	備考
指定管理業務(A-a)						
自主事業(B-b)						
収支(全体)						

様式6

収支予算書 令和7年度～令和11年度(○○駐車場)

収入の部

(単位:千円)

指定管理業務(A)

項目	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	積算内訳
利用料金収入						
その他						
小計						

自主事業(B)

項目	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	積算内訳
自主事業収入						
収入合計						

支出の部

(単位:千円)

指定管理業務(a)

項目	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	積算内訳
市への納付金						
人件費 職員賃金、旅費等						
事業費 研修講師謝礼、会場使用料、消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水費、修繕料、通信運搬費、手数料、保険料、備品費等						
小計						

自主事業(b)

項目	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	積算内訳
○○事業費 等						
小計						
支出合計						

収支

(単位:千円)

項目	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	備考
指定管理業務(A-a)						
自主事業(B-b)						
収支(全体)						

様式 7

誓 約 書

令和 年 月 日

(あて先) 茨木市長

申請者

所在地

団体名

代表者氏名

印

※氏名（代表者の氏名）が自署の場合は、押印不要です。

茨木市駐車場の指定管理者指定申請にあたって、申請日現在において、下記の応募資格を満たしていくことを誓約します。

記

- ① 類似施設の管理運営実績を継続して3年以上有すること。
- ② 宗教活動及び政治活動を主たる目的としていないこと。
- ③ 経営及び資産状況等が次の各号のいずれかに該当していないこと。
  - ア 国税、都道府県税を滞納している法人
  - イ 本市の市税（市に対して納税義務がある場合に限る。）を滞納している法人
  - ウ 旧商法第381条第1項の規定による会社の整理の開始を命ぜられた法人
  - エ 破産法第19条の規定により破産の申立てをしている法人
  - オ 会社更生法第17条の規定により更生手続開始の申立てをしている法人
  - カ 民事再生法第21条の規定により再生手続開始の申立てをしている法人
- ④ 代表者、役員又はその使用人が刑法第96条の3又は第198条に違反する容疑があったとして、現に、逮捕若しくは送検され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されていないこと。
- ⑤ 団体又はその代表者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第3条又は第8条第1項第1号に違反するとして、現に公正取引委員会又は関係機関により認定を受けていないこと。
- ⑥ 団体又はその代表者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に掲げる暴力団又はその構成員でないこと。
- ⑦ 地方自治法施行令第167条の4第2項（同項を準用する場合を含む。）の規定により本市における一般競争入札等の参加を制限されている法人でないこと。
- ⑧ 地方自治法第244条の2第11項の規定により本市又は他の地方公共団体から指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過していない法人でないこと。
- ⑨ 次の各号に該当する者が役員となっていない者
  - ア 破産者で復権を得ない者
  - イ 法律行為を行う能力を有しない者
  - ウ 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
  - エ 本市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
  - オ 日本国憲法施行の日以降において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
  - カ 暴力団員等の構成員

様式 8

市 税 の 納 稅 確 認 同 意 書

令和 年 月 日

(あて先) 茨木市長

申請者

所在地

団体名

代表者氏名

印

※氏名（代表者の氏名）が自署の場合は、押印不要です。

茨木市駐車場の指定管理者指定申請にあたって、市が当団体における市税の納税状況を確認することに同意します。

令和 年 月 日

## 質問票

茨木市駐車場指定管理者募集要項等に関する質問票を提出します。

■提出者

申請者										
所在地										
担当者	所属									
	氏名									
	電話番号									
	FAX番号									
	E-mail									

■質問内容

No.	資料名	タイトル	該当箇所						質問内容		
			頁	数	数	数	数	カナ			
例1	募集要項	○○○○	1	-	1	(1)	①	ア	a	○○○○	
例2	仕様書	○○○○	1	I	1	(1)	①	ア	a)	○○○○	
1											
2											
3											
4											
5											
6											
7											
8											
9											
10											

茨木市駐車場（以下「駐車場」という。）の指定管理者が行う業務の内容及びその範囲等は、この要求水準書による。

## 1 趣旨

この要求水準書は、駐車場の指定管理者が行う業務の内容及び履行の方法等について定めることを目的とする。

## 2 駐車場の内容

茨木市駐車場条例及び同施行規則等によるものとする。

## 3 管理事項

### (1) 駐車場開閉時刻

条例等に定める営業時刻に開閉するものとする。ただし、特別の事由がある場合には、この限りではない。

### (2) 駐車場の管理

#### ア 駐車場の保全

駐車場を隨時巡回し、施設の損傷、駐車車両の異常の有無、火災予防その他施設等の保全を図り、施設の良好な状態に努めること。また、犯罪等が発生または発生するおそれがあるときは警察署に通報すること。

#### イ 駐車場内の禁止行為に対する措置

次の各号の何れかに該当する駐車場内の禁止行為があるときは、注意しましたは退所を求める。また、犯罪等に該当する場合は、警察署に通報すること。

- ① 他の車両の駐車を妨げる行為があるとき。
- ② 施設その他の工作物及び駐車中の車両を汚染し、または破壊しているとき。
- ③ 火気を使用しているとき。
- ④ 著しく悪臭、騒音その他迷惑行為をしているとき。
- ⑤ 飲食物その他の物品を販売、または陳列しているとき。
- ⑥ 公の秩序もしくは善良な風俗をみだす行為をしているとき。
- ⑦ その他駐車場の管理上支障があると認めるとき。

#### ウ 駐車場内外の清掃

駐車場内及びその外辺その他の周辺の清掃等を行うこと。

#### エ 定期利用終了者の利用調査

定期利用期間が終了した後にも定期利用している者を隨時調査し、継続

手続等の履行を請求する等所定の措置をとること。

オ 長期放置車両の調査等

駐車場に正当な理由または連絡もなく、概ね10日以上の期間にわたり放置している駐車車両（以下「長期放置車両」という。）を調査し、長期放置車両の所有者に連絡等の措置をとること。

カ 駐車場利用制限等

駐車場に入場しようとしている者が、次の各号の何れかに該当するときは、入場させてはならない。

- ① 駐車場が満車のとき。
- ② 駐車場の構造上、当該車両の駐車が困難なとき。
- ③ 発火、引火または爆発のおそれのある物品を積載しているとき。
- ④ 著しく悪臭を発する物品を積載しているとき。
- ⑤ 他の車両の駐車を妨げる物品を積載しているとき。
- ⑥ その他駐車場の管理上支障があると認められるとき。

キ 自転車、原動機付自転車及び自動二輪車の管理

駐車場を効率的に管理するために、駐輪している自転車、原動機付自転車及び自動二輪車（以下「自転車等」という。）を整理し、駐車場が最大限活用できるように努め、放置自転車等の対策に最大限に努めること。

なお、自転車等の収容台数は、一応の目安である。従って、収容台数に拘泥することなく可能な限り使用者に利用させること。

(3) 施設等及び備品の管理

駐車場施設及び茨木市備品の管理については、遺漏のないよう十分に注意をし、故障、修理等が必要なときは、茨木市指定様式により報告すること。

(4) 指定管理者が施設設備保守点検業務を委託した場合

指定管理者が、施設設備保守点検を他の者に委託した場合は、当該保守点検結果を茨木市に報告すること。

(5) 茨木市への報告等

駐車場に火災等その他の施設に重大な損害が発生したときは、速やかに茨木市に報告し、茨木市の指示を受けること。

(6) モニタリング

指定管理者は、業務の改善を目的として、施設の管理運営に対する自己モニタリング及び使用者アンケート調査を行うこと。アンケート調査の結果は速やかに市に報告するとともに、市が実施するモニタリング及びモニタリング計画の作成に協力すること。

なお、毎年度末、市はモニタリングの結果をとりまとめ、これに基づいて判定した1年間の評価と併せて、市のホームページ等で公表する。

#### 4 運営事項

##### (1) 運営基本方針

駐車場を運営するにあたっては、使用者の公平性及び公正性を確保し、効率的な運営による稼働率の向上、経費の削減その他人的物的能力を最大限に發揮して運営しなければならない。

##### (2) 基本的な運営業務内容

指定管理者の基本的な管理運営業務は、次に定めるところである。

ア 駐車場の使用許可、不許可及び使用制限（駐車場の休止を含む。）に関すること。

イ 駐車場の利用料の出納及び返還に関すること。

ウ 駐車場の利用料の減免に関すること。

エ 駐車場使用許可の取消し及び使用停止に関すること。

オ 駐車場の秩序の維持及び駐車場施設（設備を含む。）の維持その他保全にに関すること（施設その他の設備管理業務委託契約事務を含む。）

カ 市長が指定管理者と協議して定める駐車場管理運営に伴う印刷物その他消耗品の購入に関すること。

キ 駐車場管理運営に起因する苦情処理及び施設賠償責任保険等に関するこ

ク その他駐車場設置の目的を達成するため市長が必要と認めること。

##### (3) 自転車等駐車車両の区割り等

自転車等の駐車場所、一時使用者及び定期使用者の場所の区割りについては、駐車場の実状に応じて指定管理者において決定すること。

##### (4) 定期駐車券発売等の事務

定期駐車券の発売方法、発売枚数及び発売時期については、指定管理者が駐車場の実状に応じて決定すること。この場合にあっては、公平かつ公正を旨として発売をしなければならない。

##### (5) 回数券等の発売

回数券及びプリペイドカード（以下「回数券等」という。）は、隨時発売すること。

なお、一時使用券及び回数券等の保管については、紛失盗難がないよう十分に注意し発売数を把握しておくこと。

## (6) 「減免者等駐車場専用カード」の発行

減免者の利用料は、正規利用料の5割減免となるため、入出場を自動化した駐車場には減免者等専用カードが必要なので、発行台帳を備えたうえで必要事項を記載し、発行すること。その費用については、同カード作製費用も含めて指定管理者の負担とする。

また、駐車管制システム装置等の機器が変更された場合は、変更後の精算機で対応可能な減免者等駐車場専用カードを隨時発行すること。それに係る費用は指定管理者の負担とする。

なお、減免者等専用カードの保管については、紛失盗難がないよう十分に注意し発売数を把握しておくこと。

## (7) 利用料等の徴収義務

### ア 徹収する利用料等の種類

- ・駐車場一時利用料金
- ・駐車場定期利用料金
- ・駐車場回数券等利用料金

イ 駐車場の使用に係る利用料（利用料金）は、指定管理者の収入とする。

ウ 利用料の額は、茨木市駐車場条例第10条の規定により指定管理者が市長の承認を得て定めること。

エ 指定管理者は、利用料の減額又は免除を行うときは、駐車場条例等が定める基準をもとに指定管理者が決定した内容により行うこと。なお、減免にあたっては公平、公正な取扱いがされるように配慮すること。

## 5 従業員の配置等に関するこ

- (1) 指定管理者は、効果的、効率的な管理運営を実施するため、業務全般を統括する統括管理者を置き、**各管理事務所**に現場管理責任者又は現場管理代行者を常時1人配置すること。これらの管理体制を市に届けること。
- (2) 業務内容を確実に遂行し、放置自転車対策や駐車場設置目的を効果的に達成できる人員を配置すること。
- (3) 配置する従業員の勤務形態は、労働基準法その他の労働関係法を遵守し、駐車場における市民サービスの確保に支障がないようにすること。
- (4) 従業員に対して駐車場の管理上必要となる知識・技能を習得させるとともに、資質の向上を図るために必要な研修（人権研修を含む。）を行うこと。また、研修実施に際しては、市に計画書及び報告書を提出すること。
- (5) 従業員は、使用者に不快感を与えない制服及び名札を着用し、指定管理者は、従業員の健康管理や安全対策、計画的な勤務体制を確立し、従業員の労働意欲を失わせないよう配慮すること。

## 6 施設利用案内等に関する業務

- (1) 施設利用のための手引き、パンフレット等を作成すること。
- (2) 電話等による問合せ、文書照会、業務視察、施設見学等への対応を行うこと。

## 7 苦情対応

使用者からの苦情に対しては、必要に応じて市と協議を行って適切に対応すること。また指定管理者の管理業務以外に関する苦情については、適切に関係部署に連絡又は引継を行うこと。

## 8 関係機関等との協議

- (1) 管理業務の実施に当たっては、適宜市の関係課等と連絡調整又は協議を行うとともに、使用者団体や地域と良好な関係を維持すること。
- (2) 駐車場の設置にあたり有償で借りている敷地があり、その敷地使用料については、市が土地所有者と締結している土地賃貸借契約の算定方式に基づく金額を、指定管理者が当該年度の4月末日までに市に支払うものとします。
- (3) J R駅前ビル駐車場は、市が茨木駅前ビルの区分所有者の一員であり、管理規約等に基づき管理費、光熱水費及び電話料金等を同管理組合からの請求により、指定管理者が支払うこと。  
ただし、修繕積立金は、市より同管理組合に支払う。
- (4) J R駅前北自転車駐車場は、市がJ R駅前商店会の会員であり、会則等に基づき会費を同商店会への請求により、指定管理者が支払うこと。

## 9 目的外使用許可

駐車場の目的外使用許可は、指定管理者の業務の範囲外であるため、市が茨木市行政財産使用料条例に基づき許可を行い、その使用料は市の収入となる。

## 10 市の広報業務への協力について

市民サービスの一環として、市の発行するパンフレットの配布、ポスターの掲示を行うなど、市の広報業務に協力すること。

## 11 規則・マニュアル等の作成

指定管理者は、施設の管理業務に必要な規則・マニュアル等を適宜、市と協議を行って作成し、事前に市の承認を得ること。

## 12 保険加入

指定管理者は、管理運営業務におけるリスクに備えて、市と指定管理者を被保険者とする指定管理者賠償責任保険に加入すること。

## 13 その他

### (1) 緊急時等への対応

#### ア 日常警備

駐車場の管理業務においては、施設の防犯、防災に万全を期し、使用者が安心して使用できる環境を確保することとし、施設の警備業務を適切に行うこと。

#### イ 事件事故及び災害の発生時等の対応

使用者の避難、誘導、安全確保、関係機関への通報等についての対応計画や防犯・防災対策マニュアルを作成し、従業員の指導及び避難誘導訓練を行うこと。また、急病人、けが人の発生に対応できるよう、近隣の医療機関と連携を図ること。

緊急事態が発生した場合は、初期消火活動、避難誘導、負傷者の救護等、迅速かつ最善の対応をとること。

なお、地震、台風等の発生時は、市は管理運営業務の休止を支持することができる。

#### ウ 災害防止、人命救助等緊急の必要性があるときは、施設の管理運営業務の範囲外であっても指定管理者の判断により臨機の措置をとること。また、臨機の措置をとった場合は、市に事後報告すること。

#### エ 消防法上の措置等

施設内の火気管理を徹底するとともに、防火責任者の選任、消防計画の策定、消防設備の点検等消防法上必要な措置をとり、平素から所轄消防署等と連絡を密にして防火管理の適正を期すこと。

### (2) 市との協議

管理運営業務の実施に際して、要求水準書に規定のない事項等や疑義が生じた場合は、適宜、市と協議を行うこと。

# 茨木市駐車場条例

昭和45年12月28日

茨木市条例第44号

## (目的)

第1条 本市内の道路交通の円滑化を図り、もつて市民の利便に資するため、市が設置する駐車場について必要な事項を定めることを目的とする。

## (名称、位置及び駐車車両の種類)

第2条 駐車場の名称、位置及び駐車車両の種類は、別表第1のとおりとする。ただし、市長が必要と認めるときは、駐車車両の種類を一部変更することができる。

## (指定管理者による管理)

第3条 駐車場の管理は、法人その他の団体であって、市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）にこれを行わせる。

## (指定管理者が行う業務)

第4条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 駐車場の使用の許可に関する業務

(2) 駐車場の管理に関する業務

## (指定管理者の指定の申請)

第5条 第3条の規定による指定を受けようとするものは、申請書に次に掲げる書類を添えて、当該指定について市長に申請しなければならない。

(1) 駐車場の事業計画書

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

## (指定管理者の指定)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったもののうち、提出された事業計画書等により、次に掲げる基準に最も適合していると認められるものを、指定管理者の候補者として選定し、議会の議決を経て指定するものとする。

(1) その事業計画による駐車場の運営が住民の平等利用を確保することができるものであること。

(2) その事業計画の内容が駐車場の効用を発揮させるとともに、その管理に係る経費の縮減が図られるものであること。

(3) その事業計画に沿った管理を安定して行う能力を有するものであること。

2 市長は、前項の規定による選定をしようとするときは、あらかじめ、茨木市附属機関設置条例（平成25年茨木市条例第5号）第2条の規定により設置された茨木市指定管理者候補者選定委員会の意

見を聽かなければならない。ただし、緊急の必要がある場合その他市長が特別の理由があると認めることは、この限りでない。

(指定管理者が行う管理の基準)

第7条 指定管理者は、法令、この条例、この条例に基づく規則その他市長の定めるところに従い駐車場の管理を行わなければならない。

(指定の取消し等)

第8条 市長は、指定管理者が指示に従わないとき、その他指定管理者の責めに帰すべき事由により当該指定管理者による管理を継続することができないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

(指定等の告示)

第9条 市長は、指定管理者の指定をしたとき及びその指定を取り消したときは、遅滞なく、その旨を告示しなければならない。

(利用料金)

第10条 駐車場を使用する者（第23条において「使用者」という。）は、別表第2に掲げる額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めた額の利用料金を納付しなければならない。

(利用料金の収入)

第11条 市長は、指定管理者に利用料金を当該指定管理者の収入として收受させる。ただし、市長は、必要があると認めるときは、指定管理者に利用料金の一部を市に納付させることができる。

(利用料金の減免)

第12条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、規則で定めるところにより、利用料金を減額し、又は免除することができる。

- (1) 道路交通法（昭和35年法律第105号）第39条に規定する緊急自動車を駐車させるとき。
- (2) 国又は地方公共団体が緊急を要する業務を行うため使用する車両を駐車させるとき。
- (3) 前2号のほか、規則で定める基準に従い、指定管理者が特別の理由があると認めるとき。

(利用料金の還付)

第13条 既納の利用料金は、返還しない。ただし、指定管理者は次の各号のいずれかに該当する場合は、規則で定めるところにより、その全部又は一部を還付することができる。

- (1) 第18条の規定により全部の使用を休止したとき。
- (2) 前号のほか、規則で定める基準に従い、指定管理者が特別の理由があると認めるとき。

(無料開放)

第14条 指定管理者は、必要があると認めるとき（市長が無料開放を命じた場合を含む。）は、市長の承認を得て駐車場を無料で開放することができる。

（駐車の拒否）

第15条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、駐車を拒否することができる。

- (1) 発火、引火又は爆発のおそれのある物品を積載しているとき。
- (2) 著しく悪臭を発する物品を積載しているとき。
- (3) 他の車両の駐車を妨げる物品を積載しているとき。
- (4) 前各号の他駐車場の管理上支障があると認められるとき。

（禁止行為）

第16条 駐車場において、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 他の車両の駐車を妨げること。
- (2) 施設その他の工作物及び駐車中の車両を汚染し、又は破損すること。
- (3) みだりに火気を使用すること。
- (4) みだりに騒音を発すること。
- (5) 公の秩序若しくは善良な風俗をみだす行為をすること。
- (6) 飲食物その他の物品を販売し、又は陳列すること。
- (7) 前各号の他駐車場の管理上支障をおよぼす行為をすること。

（立入禁止）

第17条 駐車場に駐車する車両の運転者、同乗者その他用務のある者以外の者は、駐車場へ立入ることができない。

（使用の休止）

第18条 指定管理者は、市長の承認を得て駐車場の補修その他管理上必要があると認めるときは、市長の承認を得て駐車場の全部又は一部の使用を休止することができる。

（自転車等の移動、処分等）

第19条 指定管理者は、茨木市阪急茨木西口駐車場及び茨木市JR茨木駅前広場自転車駐車場において、駐車した日の翌日から起算して3日を超えて駐車している自動二輪車、原動機付自転車、自転車（以下この条において「自転車等」という。）がある場合は、当該自転車等を当該駐車場内の他の場所又は他の駐車場に移動することができる。この場合においては、指定管理者は、その旨を駐車場内に掲示しなければならない。

2 指定管理者は、前項の規定により移動した自転車等で、使用者又は所有者等の引取りがないものについては、一定期間保管しなければならない。この場合においては、市長は、その旨を当該自転

車等の使用者又は所有者等に通知し、及び告示しなければならない。

3 市長は、前項に規定する期間を経過した自転車等について、廃棄その他の処分をすることができる。

(駐車場の使用に関する標識)

第20条 道路法（昭和27年法律第180号）第24条の3の標識は、次に掲げる事項を明示したものでなければならない。

- (1) 利用料金の額
- (2) 駐車することができる時間
- (3) 利用料金の納付方法
- (4) その他駐車場の使用に関し市長が必要と認める事項

2 前項の標識は、駐車場を使用しようとする者の見やすい場所に設けなければならない。

(秘密保持義務)

第21条 指定管理者又は駐車場の業務に従事している者（以下この条において「従事者」という。）は、駐車場の管理に関し知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。指定管理者の指定の期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又は従事者の職務を退いた後においても、同様とする。

(個人情報の取扱い)

第22条 指定管理者は、駐車場の管理に関し知り得た個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止のために必要な措置を講じなければならない。

(損害賠償の業務)

第23条 使用者は、故意又は過失により駐車場の施設をき損し、若しくは滅失したとき、又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(委任)

第24条 この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和48年条例第33号）

この条例は、昭和48年12月1日から施行する。

附 則（昭和52年条例第27号）

この条例は、昭和52年5月1日から施行する。

附 則（昭和53年条例第35号）

この条例は、昭和54年4月1日から施行する。

附 則（昭和57年条例第7号）

この条例は、昭和57年5月1日から施行する。

附 則（昭和59年条例第23号）

この条例は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則（昭和60年条例第32号）

この条例は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則（昭和61年条例第25号）

この条例中茨木市阪急東口第1自転車駐車場に係る部分は昭和62年2月1日から、茨木市阪急東口第2自転車駐車場に係る部分は同年4月1日から施行する。

附 則（昭和62年条例第6号）

この条例は、昭和62年7月1日から施行する。

附 則（同年条例第18号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（同年条例第27号）

この条例は、昭和62年12月1日から施行する。

附 則（平成元年条例第12号）

この条例は、平成元年10月1日から施行する。

附 則（平成3年条例第8号）

この条例は、平成3年4月1日から施行する。ただし、別表第1中茨木市南茨木駅前東駐車場の項を加える改正規定は平成3年8月1日から、同表中茨木市阪急東口第2自転車駐車場の項を削る改正規定は平成3年9月1日から施行する。

附 則（同年条例第33号）

この条例は、平成4年4月1日から施行する。ただし、別表第1中茨木市中央公園駐車場の項を加える改正規定は、平成4年6月1日から施行する。

附 則（平成4年条例第6号）

この条例は、平成4年4月1日から施行する。ただし、別表第1中茨木市阪急東口第1自転車駐車場の項を削る改正規定は、平成4年6月1日から施行する。

附 則（同年条例第20号）

この条例は、平成4年12月1日から施行する。

附 則（平成5年条例第7号）

この条例は、平成5年6月1日から施行する。ただし、別表第1中茨木市西駅前町第2自転車駐車場の項を加える改正規定は、平成5年7月1日から施行する。

附 則（平成6年条例第20号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第1中茨木市総持寺駅南駐車場の項を加える改正規定及び別表第2の改正規定は、平成6年12月1日から施行する。

附 則（平成7年条例第15号）

この条例は、平成7年4月1日から施行する。

附 則（同年条例第30号）

この条例は、平成7年12月1日から施行する。

附 則（同年条例第37号）

この条例は、平成8年1月1日から施行する。

附 則（平成8年条例第11号）

この条例は、平成8年8月1日から施行する。

附 則（平成9年条例第12号）

この条例は、平成9年11月1日から施行する。ただし、別表第1中茨木市JR茨木駅東口自転車駐車場の項及び茨木市岩倉町自転車駐車場の項を削る改正規定は、平成9年12月1日から施行する。

附 則（平成10年条例第18号）

この条例は、平成10年11月1日から施行する。ただし、別表第1中茨木市モノレール沢良宜駅自転車駐車場の項を加える改正規定は、平成10年12月22日から施行する。

附 則（平成12年条例第31号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成13年条例第21号）

この条例は、平成14年1月1日から施行する。

附 則（平成14年条例第35号）

（施行期日）

1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の別表第2の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

3 前項の規定にかかわらず、この条例の施行の日前になされた許可に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則（平成16年条例第20号）

この条例は、平成17年2月1日から施行する。

附 則（平成17年条例第14号）

（施行期日）

1 この条例は、平成17年7月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の別表第2の規定は、この条例の施行の日以後に出場する普通自動車に係る使用料について適用し、同日前に出場する普通自動車に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則（同年条例第24号）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行し、平成18年度の公の施設の管理から適用する。

（経過措置）

2 指定の期間の満了又はそれぞれの条例の指定の取消し相当規定による指定の取消しに伴う指定管理者の交代があった場合は、前任の指定管理者が行った許可は、後任の指定管理者が行った許可とみなす。

附 則（平成18年条例第20号）

この条例は、平成18年8月1日から施行する。

附 則（同年条例第21号）

この条例は、平成18年8月1日から施行する。

附 則（同年条例第24号）

この条例は、平成19年3月15日から施行する。

附 則（平成19年条例第9号）

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（同年条例第46号）

（施行期日）

1 この条例中第1条の規定は平成20年3月1日から、第2条の規定は同年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 第2条の規定による改正後の別表第2の規定は、平成20年4月1日以後の使用に係る使用料につ

いて適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

- 3 第2条の規定による改正後の別表第2の規定にかかわらず、改正前の別表第2に規定する回数券は、当分の間、これを使用することができる。

附 則（平成20年条例第3号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成21年条例第21号）

この条例は、平成21年10月1日から施行する。ただし、第10条の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（同年条例第42号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成21年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行前に準備行為として行った使用許可申請手続等は、この条例の相当規定によって行ったものとみなす。

附 則（平成22年条例第2号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後のそれぞれの条例の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料、駐車場使用料及び利用料金（以下この項において「使用料等」という。）について適用し、同日前の使用に係る使用料等については、なお従前の例による。

- 3 この条例の施行前に準備行為として行った茨木市JR駅前ビル駐車場及び茨木市南茨木駅前東駐車場の使用許可申請手續等は、この条例による改正後の茨木市駐車場条例の相当規定によって行ったものとみなす。

附 則（同年条例第38号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成23年1月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行前に準備行為として行った使用許可申請手續等は、この条例による改正後の茨木市駐車場条例の相当規定によって行ったものとみなす。

附 則（平成24年条例第30号）

この条例は、平成24年11月1日から施行する。

附 則（平成25年条例第5号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（同年条例第15号）

この条例は、平成25年10月1日から施行する。ただし、第10条の改正規定及び第22条を第23条とし、第19条から第21条までを1条ずつ繰り下げ、第18条の次に1条を加える改正規定は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（同年条例第28号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成25年7月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行前に準備行為として行った使用料の納付は、この条例による改正後の茨木市駐車場条例の相当規定によって行ったものとみなす。

附 則（同年条例第39号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（1）別表第1 茨木市南茨木駅前自転車駐車場の項の改正規定 公布の日

（2）別表第1 茨木市JR茨木駅前広場自転車駐車場の項の改正規定 平成25年10月15日

（3）別表第1 茨木市JR茨木西口駐車場の項の改正規定 平成27年2月1日

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の茨木市駐車場条例の利用料金に関する規定は、平成26年4月1日以後に納付する利用料金について適用し、同日前に納付する使用料については、なお従前の例による。

附 則（平成26年条例第38号）

この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第12条及び第13条の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成29年条例第25号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成30年3月1日から施行する。ただし、別表第1 茨木市JR駅前北自転車駐車場の項及び茨木市役所駐車場の項の改正規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例の施行前に準備行為として行った使用許可申請手続等は、この条例による改正後の茨木市駐車場条例の相当規定によって行ったものとみなす。

附 則（令和6年条例20号）

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年10月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 使用許可申請に係る手続その他この条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

別表第1

駐車場の名称等

名称	位置	駐車車両の種類
茨木市JR駅前ビル駐車場	茨木市西駅前町4番112号	普通自動車
茨木市阪急茨木西口駐車場	茨木市永代町2番19号 茨木市永代町319番1	普通自動車 自動二輪車 原動機付自転車 自転車
茨木市総持寺自転車駐車場	茨木市庄二丁目18番14号	自動二輪車 原動機付自転車 自転車
茨木市別院町自転車駐車場	茨木市別院町7番34号	自転車
茨木市西駅前町自転車駐車場	茨木市西駅前町7番10号	自動二輪車 原動機付自転車 自転車
茨木市南茨木駅前自転車駐車場	茨木市東奈良三丁目14番12号 茨木市東奈良三丁目14番21号 茨木市若草町4番23号 茨木市天王二丁目261番29、261番41	自動二輪車 原動機付自転車 自転車

茨木市阪急茨木北口駐車場	茨木市永代町8番32号	普通自動車 自転車
茨木市モノレール 宇野辺駅前自転車駐車場	茨木市下穂積一丁目11番4号 茨木市下穂積二丁目346番2、347番3、352番2、352番3、353番2 茨木市宇野辺一丁目354番1、1446番、1447番、1450番5、1451番1	自動二輪車 原動機付自転車 自転車
茨木市阪急茨木東口駐車場	茨木市双葉町1番14号	普通自動車
茨木市中央公園駐車場	茨木市駅前四丁目8番38号	普通自動車
茨木市JR茨木北駐車場	茨木市春日一丁目4番5号	普通自動車 自転車
茨木市JR茨木西口自転車駐車場	茨木市西駅前町1番20号	自動二輪車 原動機付自転車 自転車
茨木市JR茨木南自転車駐車場	茨木市西中条町220番3	自動二輪車 原動機付自転車
茨木市總持寺駅南駐車場	茨木市中總持寺町3番35号	普通自動車 自動二輪車 原動機付自転車 自転車
茨木市JR茨木駅東口自転車駐車場	茨木市駅前一丁目2番37号	自転車
茨木市モノレール 沢良宜駅自転車駐車場	茨木市高浜町4番9号	自動二輪車 原動機付自転車 自転車
茨木市春日自転車駐車場	茨木市春日一丁目7番7号	自転車
茨木市モノレール彩都西駅自転車駐車場	茨木市彩都あさぎ一丁目1番1号	自動二輪車 原動機付自転車 自転車
茨木市モノレール豊川駅自転車駐車場	茨木市豊川四丁目701番1、702番1、703番1、704番3	自動二輪車 原動機付自転車

		自転車
茨木市モノレール阪大病院前駅 自転車駐車場	茨木市南春日丘七丁目4598番、4612番	自動二輪車 原動機付自転車 自転車
茨木市JR駅前北自転車駐車場	茨木市駅前一丁目335番12	自転車
茨木市南茨木駅北自転車駐車場	茨木市東奈良三丁目14番22号	自動二輪車 原動機付自転車 自転車
茨木市役所駐車場	茨木市駅前三丁目377番1	普通自動車
茨木市松ヶ本町自転車駐車場	茨木市松ヶ本町1番28号	自転車
茨木市JR茨木駅前広場自転車駐車場	茨木市西駅前町255番1、255番14、255番26	自動二輪車 原動機付自転車 自転車
茨木市双葉町駐車場	茨木市双葉町487番1	普通自動車 自動二輪車 原動機付自転車 自転車
茨木市JR総持寺駅南自転車駐車場	茨木市総持寺一丁目358番1、359番	自動二輪車 原動機付自転車 自転車
茨木市JR総持寺駅北自転車駐車場	茨木市西河原一丁目273番1、274番2、275番2、275番4、579番1	自転車

備考 この表において「普通自動車」と「自動二輪車」とは、道路交通法施行規則（昭和35年總理府令第60号）第2条の表に規定する普通自動車及び自動二輪車をいい、「原動機付自転車」とは、道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第10号に規定する原動機付自転車をいい「自転車」とは、同法第2条第1項第11号の2に規定する自転車及びこれに類するものとして市長が認めるものをいう。

#### 別表第2

駐車場利用料金表

利用料金の区分	利用料金		
	一時利用料金	回数券利用料金	定期利用料金

車両の種類		初日	2日 目以 降	100円・21枚 2,000円 100円・55枚	1か月	3か月
					15,000円	
普通自動車						
	午前	30分	30分		5,000円	12,000円
	8時	ごと	ごと			JR駅前ビル駐車場
	から	に100	に100			15,000円
	午後	円(双)	円(双)			
	8時	葉町	葉町			
	まで	駐車	駐車			
		場及	場及			
		び阪	び阪			
		急茨	急茨			
		木東	木東			
		口駐	口駐			
		車場	車場			
		は、20	は、20			
		分ご	分ご			
		とに	とに			
		100	100			
		円)	円)			
	午後	1時	1時			
	8時	間ご	間ご			
	から	とに	とに			
	翌日	100円	100円			
	午前					
	8時					
	まで					
		初日	2日			
		の利	目以			
		用料	降の			

		金が各日 1,200円を用料 超える場合、 1,200円		
自動二輪車	1 2に規定する駐車場を除く駐車場	1 日 1回 250円	4,000円	11,000円
	2 JR茨木駅前広場自転車駐車場	3 日以内の場合 は、4時間ごとに 250円(最初の1時間以内は無料)。 3日を超える場合 は、5,000円		
原動機付自転車	1 2に規定する駐車場を除く駐車場	1 日 1回 200円	3,000円	8,000円
	2 JR茨木駅前広場自転車駐車場	3 日以内の場合 は、4時間ごとに 200円(最初の1時間以内は無料)。 3日を超える場合 は、4,000円		

自転車						
1 2から8までに規定する駐車場を除く駐車場	1日1回	100円	100円・21枚 100円・55枚 5,000円	一般 学生	1,500円 1,200円	一般 4,000円 学生 3,500円
2 春日自転車駐車場	1日1回	70円	—	一般 学生	1,100円 900円	一般 3,000円 学生 2,500円
3 モノレール沢良宜駅自転車駐車場	1日1回	70円	—	一般 学生	1,100円 900円	一般 3,000円 学生 2,500円
4 モノレール阪大病院前駅自転車駐車場	1日1回	70円	—	一般 学生	1,100円 900円	一般 3,000円 学生 2,500円
5 JR駅前北自転車駐車場	—	—	—	一般 学生	1,100円 900円	一般 3,000円 学生 2,500円
6 南茨木駅北自転車駐車場 (3階部分に限る。)	1日1回	70円	—	一般 学生	1,100円 900円	一般 3,000円 学生 2,500円
7 茨木市阪急茨木西口駐車場 (ラック式の部分に限る)	3日以内の場合	—	—	—	—	—
	は、4時間ごとに (最初の1時間以内は無料)。					
	3日を超える場合					
	は、2,000円					
8 JR茨木駅前広場自転車駐車場	3日以内の場合	—	—	—	—	—
	は、4時間ごとに (最初の1時間以内は無料)。					
	3日を超える場合					
	は、2,000円					

備考

- 1 この表において「学生」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、第124条に規定する専修学校又は第134条に規定する各種学校に通学する者をいう。
- 2 この表における普通自動車の定期利用料金は、茨木市中央公園駐車場、茨木市総持寺駅南駐車場及び茨木市JR駅前ビル駐車場において実施する定期駐車について適用する。
- 3 この表において「初日」とは、駐車時から24時間を経過するまでの間をいう。「2日目」とは、24時間経過時から48時間を経過するまでをいい、以後同様とする。

## 茨木市駐車場条例施行規則

平成17年12月27日

茨木市規則第48号

茨木市駐車場条例施行規則（平成11年茨木市規則第4号）の全部を改正する。

### （趣旨）

第1条 この規則は、茨木市駐車場条例（昭和45年茨木市条例第44号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

### （指定管理者の指定の申請書等）

第2条 条例第5条に規定する申請書は、茨木市駐車場指定管理者指定申請書（様式第1号）とする。

2 条例第5条第2号に定める書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 管理に係る収支予算書
- (2) 定款、規約又はこれらに準ずるもの
- (3) 法人の登記事項証明書（法人登記のないものにあっては、業務内容、役員構成及び資本の構成を記載した書類）
- (4) 当該法人その他の団体の経営状況を説明する書類
- (5) その他市長が必要と認めるもの

### （候補者の選定結果の通知）

第3条 市長は、条例第6条の規定による選定結果を、次の各号に掲げる申請者の区分に応じ、当該各号に定める通知書により、速やかに当該申請者に対し通知するものとする。

- (1) 候補者に選定された申請者 茨木市駐車場指定管理者候補者選定結果通知書（様式第2号）
- (2) 候補者に選定されなかった申請者 茨木市駐車場指定管理者候補者選定結果通知書（様式第3号）

### （指定管理者の指定の通知）

第4条 市長は、条例第6条の規定により指定管理者の指定を行ったときは、指定管理者として指定されたものに対し、茨木市駐車場指定管理者指定通知書（様式第4号）により通知するものとする。

(指定の取消し等の通知)

第5条 市長は、条例第8条の規定により指定管理者の指定の取消しを決定したときは、当該指定管理者に対し、茨木市駐車場指定管理者指定取消通知書（様式第5号）により通知するものとする。

2 市長は、条例第8条の規定により指定管理者に係る管理業務の全部又は一部の停止を命ずるときは、指定管理者に対し、茨木市駐車場指定管理者業務停止命令通知書（様式第6号）により通知するものとする。

(指定管理者の事業報告)

第6条 指定管理者は、毎年度終了後30日以内に、その管理する茨木市駐車場（以下「駐車場」という。）に関し次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。ただし、年度の途中において条例第8条の規定により指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して30日以内に、当該年度の当該取り消された日までの事業報告書を提出しなければならない。

- (1) 駐車場の利用の状況
- (2) 利用料金の収入の状況
- (3) 管理業務の実施状況
- (4) 管理に係る経費の収支状況
- (5) 前各号に掲げるもののほか、事業及び管理業務の実態を把握するために必要な事項（使用時間）

第7条 駐車場の使用時間は、別表第1のとおりとする。

(使用方法)

第8条 駐車場の使用者は、定期使用又は一時使用するときは、指示された駐車場所に駐車しなければならない。

(定期使用等)

第9条 駐車場を定期使用しようとする者（以下「定期使用者」という。）は、定期駐車申込書により、利用料金を添えて指定管理者に申し込み、定期駐車券の交付を受けなければならない。ただし、定期駐車券自動発券機を設置している駐車場において継続して定期使用する者は、当該自動発券機によるものとする。

2 定期駐車券の種類は、1か月定期駐車券及び3か月定期駐車券とし、その通用期間は、1か月定期駐車券については月の初日から末日までとし、3か月定期駐車券については月の初日からその月から起算して3月目の末日までとする。

- 3 定期使用者は、車両の入出場に際しては、定期駐車券を提示又は挿入してその確認を受けなければならない。
- 4 定期駐車券の発売期日は、指定管理者の定めるところによる。
- 5 定期駐車券の通用期間を超えて車両を駐車した場合における当該超過期間に係る利用料金は、条例別表第2に掲げる一時使用の場合に準ずる。

(一時使用)

第10条 駐車場を一時使用しようとする者（以下「一時使用者」という。）は、車両を入場させる際に一時駐車券の交付を受けるとともに、入場又は出場させる際に利用料金を納付しなければならない。

(駐車回数券等)

第11条 指定管理者は、駐車回数券を交付する際に、利用料金を徴収する。

- 2 指定管理者があらかじめ市長の承認を得て指定した駐車回数券については、別表第2に掲げる施設の駐車場において使用することができる。

(市への納付金)

第12条 条例第11条ただし書の規定により指定管理者に利用料金の一部を市に納付させる場合の納付方法については、市長が別に定める。

(利用料金の減免)

第13条 条例第12条の規定により利用料金を減額し、又は免除する場合及びその額（10円未満の端数があるときは、これを切り上げる。）は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 条例第12条第1号又は第2号に該当するとき 免除
- (2) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項に規定する身体障害者手帳の交付を受けている者が駐車するとき 5割
- (3) 療育手帳（知的障害者の福祉の増進を図るため、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第12条第1項に規定する児童相談所又は知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第9条第6項に規定する知的障害者更生相談所において知的障害があると判定された者に対し、都道府県知事又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項に規定する指定都市の長から交付される手帳で、障害の程度その他の事項の記載があるものをいう。）の交付を受けている者が駐車するとき 5割
- (4) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者が駐車するとき 5割
- (5) 茨木市役所本庁舎に用務で来庁した者及び茨木市立男女共生センター、茨木市文

化・子育て複合施設又は中央公園南広場を利用した者（中央公園南広場にあっては、茨木市文化・子育て複合施設の開館時間内に利用した者に限る。）が茨木市中央公園駐車場又は茨木市役所駐車場に駐車するとき（最初の30分以内とする。） 免除

- (6) 本市が車両を駐車するとき 免除
  - (7) 国又は地方公共団体が業務に使用する車両を市に関連した用務のため茨木市中央公園駐車場又は茨木市役所駐車場に駐車するとき 免除
  - (8) 行政委員会の委員、非常勤の監査委員、審議会等の委員その他これらの者に相当する職にある者又は市が開催する会議等、市に事務局を置く公益的な活動を行っている団体若しくは市が参画している実行委員会等の構成員である者がその職務を遂行するため、市又は当該団体若しくは実行委員会等の求め（文書によるものに限る。）に応じて来庁し、茨木市中央公園駐車場又は茨木市役所駐車場に駐車するとき 免除
- 2 前項第2号から第4号までの規定により、利用料金の減額を受けようとする者は、定期駐車申込書を指定管理者に提出しなければならない。ただし、一時使用の場合は、口頭により申し込むことができる。
- 3 第1項第2号から第4号までに規定する者（以下「障害者」という。）を介護する者（以下「介護者」という。）が障害者を介護するために駐車する場合（当該障害者が同乗又は同伴している場合に限る。）の利用料金の減額については、第1項第2号から第4号までの規定を準用する。
- 4 利用料金の減額を受けようとする障害者（介護者を含む。）は、利用料金を納付する際に、身体障害者手帳、療育手帳若しくは精神障害者保健福祉手帳を提示し、又は市長若しくは指定管理者からあらかじめ交付された減免者等駐車場専用カードを挿入しなければならない。

（利用料金の還付）

第14条 条例第13条ただし書の規定により利用料金を還付する場合及びその額は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 条例第13条第1号に規定する理由により駐車場を使用することができなくなったとき 使用することができなかつた日数に、既納の定期利用料金の額を当該定期使用に係る使用期間の日数（1月を30日とする。）で除して得た額（1円未満の端数があるときは、これを1円に切り上げる。）を乗じて得た額
- (2) 定期使用者が使用期間中に当該定期使用を中止したとき 既納の定期利用料金の額から、経過月数（月の途中であっても1月とする。）に当該車両に係る1か月定期利

用料金の額を乗じて得た額を差し引いた額

- (3) 未使用の駐車回数券綴を指定管理者に返却したとき 未使用の駐車回数券綴の額
- 2 前項の規定にかかわらず、既に使用された駐車回数券綴及び茨木市駐車場専用回数券について、還付しない。
- 3 利用料金の還付を受けようとする定期使用者は、定期使用・駐車回数券使用中止届出・利用料金還付申請書に定期駐車券その他指定管理者が定めるものを添えて、指定管理者に提出しなければならない。
- 4 未使用の駐車回数券綴を返却し還付を受けようとする者は、定期使用・駐車回数券使用中止届出・利用料金還付申請書に当該駐車回数券綴を添えて、指定管理者に提出しなければならない。

(駐車シール等の交付及び貼付等)

第15条 指定管理者は、駐車場の管理上必要があると認めるときは、定期駐車券及び一時駐車券以外に定期使用及び一時使用を証明するもの（以下「駐車シール等」という。）を交付することができる。この場合において、定期使用者又は一時使用者は、これを車両の指定された位置に取り付け、又は貼り付けなければならない。

(定期駐車券等の紛失の届出等)

第16条 定期使用者及び第13条第4項に規定する減免者等駐車場専用カードの交付を受けた者は、交付を受けた定期駐車券、駐車シール等又は減免者等駐車場専用カードを破損し、又は紛失したときは、直ちにその旨を指定管理者に届け出て再交付を受けなければならぬ。

- 2 前項の規定により定期駐車券又は減免者等駐車場専用カードの再交付を受けようとする者は、当該再交付に係る実費に相当する額を負担しなければならない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。
- 3 一時使用者は、交付を受けた一時駐車券を紛失したときは、その旨を指定管理者に届け出なければならない。
- 4 一時駐車券を紛失した場合において入場日時が確認できないときは、普通自動車にあっては別表第1に定める駐車場の使用開始時刻に入場があったものとみなし、その他の車両にあっては別に定める。

(使用者の義務)

第17条 駐車場の使用者は、条例に定めるもののほか、次に掲げる義務を履行しなければならない。

- (1) 駐車場内で喫煙及び飲食をしないこと。
- (2) 車両の通行は、通行標識に従うこと。
- (3) 駐車車両の盗難等防止のため、必要な措置を確実に講じること。
- (4) その他職員（指定管理者及び施設業務の従事者をいう。）の指示に従うこと。

（長期駐車車両の調査等）

第18条 市長及び指定管理者は、駐車場に正当な理由もなく長期に駐車している自転車、原動機付自転車、自動二輪車及び普通自動車（以下この条において「長期駐車車両」という。）の使用者、所有者その他の長期駐車車両の引取権限を有する者を調査し、別に定めるところにより当該長期駐車車両の引取りを請求することができる。

（書類の書式）

第19条 この規則の規定により必要とする書類の様式（この規則で定める様式を除く。）は、あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者が別に定める。

（その他）

第20条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

## 附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。  
（経過措置）
- 2 この規則施行前に準備行為として行った第2条に規定する指定管理者の申請手続その他この規則を施行するために必要な準備行為は、この規則の相当規定によって行ったものとみなす。
- 3 この規則施行の際、この規則による改正前の規則によって定められていた様式による用紙がある場合には、当分の間所要の調整をして、これを使用することを妨げない。

附 則（平成18年規則第33号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成18年8月1日から施行する。  
（経過措置）
- 2 この規則施行前に交付された茨木市西中条町自転車駐車場の定期駐車券は、平成18年8月1日から当該駐車券の有効期間の満了する日までの間は、自転車にあっては茨木市

JR茨木駅東口自転車駐車場の、自動二輪車及び原動機付自転車にあっては茨木市JR茨木南自転車駐車場の定期駐車券とみなす。

附 則（平成19年規則第7号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。ただし、別表に茨木市モノレール彩都西駅自転車駐車場の項、茨木市モノレール豊川駅自転車駐車場の項及び茨木市モノレール阪大病院前駅自転車駐車場の項を加える改正規定は、平成19年3月15日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の規則によって定められていた様式による用紙がある場合には、当分の間所要の調整をして、これを使用することを妨げない。

附 則（平成20年規則第8号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の規則によって定められていた様式による用紙がある場合には、当分の間所要の調整をして、これを使用することを妨げない。

附 則（同年規則第51号）抄

（施行期日）

- 1 この規則は、平成20年12月1日から施行する。

附 則（平成21年規則第16号）

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（同年規則第47号）

この規則は、平成21年10月1日から施行する。

附 則（平成22年規則第8号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則施行前に準備行為として行った定期駐車申込手続等は、この規則の相当規定によって行ったものとみなす。

- 3 この規則の施行の際、この規則による改正前の規則によって定められていた様式によ

る用紙がある場合には、当分の間所要の調整をして、これを使用することを妨げない。

附 則（同年規則第78号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成23年1月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則施行前に準備行為として行った定期駐車申込手続等は、この規則の相当規定によって行ったものとみなす。

附 則（平成23年規則第33号）

この規則は、平成23年5月1日から施行する。

附 則（平成24年規則第3号）

この規則は、平成24年2月15日から施行する。

附 則（同年規則第49号）

この規則は、平成24年11月1日から施行する。

附 則（平成25年規則第70号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。ただし、別表第1及び様式第7号Bの改正規定は、平成25年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の茨木市駐車場条例施行規則第12条第1項の規定は、平成25年4月1日以後の使用に係る駐車場使用料の免除について適用し、同日前の使用に係る駐車場使用料の免除については、なお従前の例による。

附 則（平成26年規則第35号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。ただし、別表第1茨木市JR茨木西口駐車場の項の改正規定は、平成27年2月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の茨木市駐車場条例施行規則第13条の規定は、この規則の施行の日以後の使用に係る駐車場利用料金の免除について適用し、同日前の使用に係る駐車場使用料の免除については、なお従前の例による。

- 3 この規則の施行の際、この規則による改正前の茨木市駐車場条例施行規則によって定められていた様式による用紙がある場合には、当分の間所要の調整をして、これを使用

することを妨げない。

(茨木市都市公園条例施行規則の一部改正)

- 4 茨木市都市公園条例施行規則（昭和50年茨木市規則第16号）の一部を次のように改正する。

第16条第1項第1号中「第12条第1項第1号」を「第13条第1項第1号」に改め、同条第2項中「第12条第1項第5号」を「第13条第1項第5号」に改め、同条第5項中「第12条第4項」を「第13条第4項」に改める。

(茨木市立市民プール条例施行規則の一部改正)

- 5 茨木市立市民プール条例施行規則（平成25年茨木市規則第32号）の一部を次のように改正する。

第20条第1項第1号中「第12条第1項第1号」を「第13条第1項第1号」に改め、同条第2項中「第12条第1項第5号」を「第13条第1項第5号」に改め、同条第4項中「第12条第4項」を「第13条第4項」に改める。

附 則（平成27年規則第43号）

この規則中第1条の規定は平成27年4月1日から、第2条の規定は同年10月1日から施行する。

附 則（平成28年規則第15号）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 行政庁の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであって、この規則の施行の日前にされた行政庁の処分その他の行為又はこの規則の施行の日前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、なお従前の例による。

- 3 この規則の施行の際、この規則による改正前の規則によって定められていた様式による用紙がある場合には、当分の間所要の調整をして、これを使用することを妨げない。

附 則（平成29年規則第49号）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成30年3月1日から施行する。ただし、第13条の改正規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 この規則の施行前に準備行為として行った定期駐車申込手続等は、この規則による改

正後の茨木市駐車場条例施行規則の相当規定によって行ったものとみなす。

附 則（令和元年規則第1号）

（施行期日）

- この規則は、元号を改める政令の施行の日から施行する。

（経過措置）

- この規則の施行の際、この規則による改正前の規則によって定められていた様式による用紙がある場合には、当分の間所要の調整をして、これを使用することを妨げない。

附 則

（施行期日）

- この規則は、令和4年10月1日から施行する。

（経過措置）

- この規則による改正後の第16条第2項の規定は、この規則の施行の日以後に定期駐車券又は減免者等駐車場専用カードの再交付を受ける者について適用し、同日前に定期駐車券又は減免者等駐車場専用カードの再交付を受けた者については、なお従前の例による。

附 則

この規則は、令和5年11月26日から施行する。

別表第1（第7条、第16条関係）

駐車場使用時間

駐車場の名称	使用時間	備考
茨木市JR駅前ビル駐車場	午前6時～午後11時	
茨木市阪急茨木西口駐車場	午前0時～午後12時	原動機付自転車及び自動二輪車は 午前4時から翌日午前4時まで
茨木市総持寺自転車駐車場	午前4時～翌日午前 4時	
茨木市別院町自転車駐車場	午前4時～翌日午前 4時	
茨木市西駅前町自転車駐車場	午前4時～翌日午前 4時	

茨木市南茨木駅前自転車駐車場	午前4時～翌日午前4時	
茨木市阪急茨木北口駐車場	午前0時～午後12時	自転車は午前4時から翌日午前4時まで
茨木市モノレール宇野辺駅前自転車駐車場	午前4時～翌日午前4時	
茨木市阪急茨木東口駐車場	午前0時～午後12時	
茨木市中央公園駐車場	午前6時～午後11時	
茨木市JR茨木北駐車場	午前0時～午後12時	自転車は午前4時から翌日午前4時まで
茨木市JR茨木西口自転車駐車場	午前4時～翌日午前4時	
茨木市JR茨木南自転車駐車場	午前4時～翌日午前4時	
茨木市總持寺駅南駐車場	午前0時～午後12時	自転車は午前4時から翌日午前4時まで
茨木市JR茨木駅東口自転車駐車場	午前4時45分～翌日午前1時	
茨木市モノレール沢良宜駅自転車駐車場	午前5時～翌日午前5時	
茨木市春日自転車駐車場	午前4時～翌日午前4時	
茨木市モノレール彩都西駅自転車駐車場	午前4時～翌日午前4時	
茨木市モノレール豊川駅自転車駐車場	午前5時～翌日午前5時	
茨木市モノレール阪大病院前駅自転車駐車場	午前5時～翌日午前5時	
茨木市JR駅前北自転車駐車場	午前4時～翌日午前4時	

茨木市南茨木駅北自転車駐車場	午前4時～翌日午前4時	
茨木市役所駐車場	午前0時～午後12時	
茨木市松ヶ本町自転車駐車場	午前4時～翌日午前4時	
茨木市JR茨木駅前広場自転車駐車場	午前0時～午後12時	
茨木市双葉町駐車場	午前0時～午後12時	自転車は午前4時から翌日午前4時まで
茨木市JR総持寺駅南自転車駐車場	午前4時～翌日午4時	
茨木市JR総持寺駅北自転車駐車場	午前4時～翌日午前4時	

別表第2（第11条関係）

市民総合センター 保健医療センター 西河原公園 若園公園 島3号公園 沢良宜公園 水尾公園 生涯学習センター 上中条青少年センター 市民体育館 福井市民体育館 東 市民体育館 南市民体育館 西河原市民プール 若園運動広場 福井運動広場 春日丘運動 広場 東雲運動広場 中央図書館 水尾図書館
--